

University Co-op's mutual insurance is designed to help students to help each other.

It is a security system for students. 大学生協の共済は、学生どうしがたすけあう、学生のための保障制度です。

Have you already
subscribed?

すでに学生総合共済にご加入済みではありませんか？

The application form is different for those who have previously subscribed to Student Comprehensive Mutual Insurance or regular insurance. Please contact us before completing the procedure and submitting your application by calling the Mutual Insurance and Insurance support telephone number: 0120-335-770.

以前、学生総合共済・保険に加入されていた方は、申込書の様式が異なる場合がございます。お申し込み手続きの前に大学生協共済・保険サポートダイヤル 0120-335-770までお問い合わせください。

Study assistance system

* This is not included in coverage under Mutual Insurance.

To provide support for students who have lost parents or benefactors, and find it difficult to continue their studies for economic reasons, there is a study-support system in the form of an emergency scholarship that provides assistance by way of a grant of ¥100,000 per person (repayment not required). This is a support system operated by the National Federation of University Co-operative Associations. As of March 2016, 3,403 members have received financial support over the 24 years since establishment of the system in 1992. For details such as required qualifications for application, please contact the Co-op information desk. This system is also part of Student Mutual Aid.

勉学援助制度

※共済の保障ではありません。

扶養者が亡くなられ経済的な理由で学業を継続することが困難な学生のために緊急奨学金として、一人10万円(返済不要)を支援する制度として勉学援助制度があります。これは全国大学生協連合会の支援制度で、1992年の開始以来 24年間で 3,403名の方が給付を受けています(2016年3月現在)。応募資格など詳しくは生協窓口までお問い合わせください。この制度も学生どうしのたすけあいの一環です。

Contact list お問い合わせ先一覧

How to
join
加入手続
のしかた

Please contact the information desk of the Univ. Co-op. 各大学生協の窓口までお問い合わせください。

List of Univ. Co-ops handling Student Comprehensive Mutual Insurance 学生総合共済 取り扱い生協一覧
<http://kyosai.univcoop.or.jp/faq/list.html>



Mutual Insurance and Insurance support telephone number: 大学生協共済・保険サポートダイヤル ☎ 0120-335-770

For
details of
coverage
保障内容
について

1	Inquiries related to the coverage or contract procedures 保障内容・契約手続に関するお問い合わせ	Hours 受付時間	Weekdays: 9:40 - 17:30 Saturdays: 9:40 - 13:00 【平日】9:40～17:30【土曜】9:40～13:00 Closed Sundays and public holidays. Closed December 28 (Wed), 2016, till January 4 (Wed), 2017 【日祝】休業・12/28(水)～1/4(水) 休業	生命 共済	火災 共済	学賠 保険	扶保 保険
2	To report illness, accidents or injuries and related to Life Mutual Insurance or Mutual Insurance for Fire and make mutual insurance claims 生命共済・火災共済の病気や事故・ケガ等の 連絡・共済金請求	Hours 受付時間	Weekdays: 9:40 - 17:30 Saturdays: 9:40 - 13:00 【平日】9:40～17:30【土曜】9:40～13:00 Closed Sundays and public holidays. Closed December 28 (Wed), 2016, till January 4 (Wed), 2017 【日祝】休業・12/28(水)～1/4(水) 休業	生命 共済	火災 共済	学賠 保険	扶保 保険
1 2 ▶	During the new school term (Feb. 14 (Mon.) - April 18 (Mon.)): [新学期] 2/11 (土)～4/17 (月) は、平日 9:00～19:00 土日祝 9:00～17:00						
3	To report accidents related to Personal Liability Insurance for Students and make insurance claims 学生賠償責任保険・扶養者死亡保障保険の 事故連絡・保険金請求	Operating hours for calls [Available 24/7] 受付時間 【24時間365日対応】				学賠 保険	扶保 保険



UNIVERSITY CO-OPERATIVES MUTUAL AID FEDERATION
全国大学生協共済生活協同組合連合会
Koenji Kaikan Bldg. 1-12-4 Koenji Minami, Suginami-ku, Tokyo 166-0003
〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4 大学生協高円寺会館
<http://kyosai.univcoop.or.jp/>

Available at University Co-operatives Insurance Services
【取扱代理店】 株式会社 大学生協保険サービス
Koenji Kaikan Bldg. 1-12-4 Koenji Minami, Suginami-ku, Tokyo 166-0003
〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4 大学生協高円寺会館
<http://hoken.univcoop.or.jp/>

Now there is a smartphone app for Student Comprehensive Mutual Insurance!

学生総合共済のスマートフォン向けアプリ!



Free of charge
無料

This app is convenient in times like these during university student life.

大学生生活のこんな時に便利なアプリです

- When you want to study the details of the coverage of Insurance with Student Comprehensive Mutual Insurance.
学生総合共済+保険の保障内容を知りたい
- When you want to know the procedure to follow if something happens.
もしもの時の手続方法を知りたい
- You can play a game to simulate university student life or unexpected occurrences.
ゲームで大学生活やもしもの時をシミュレーションできる
- You can use manga to learn about ways of using the National Federation of University Co-operative Associations and mutual insurance.
マンガで大学生協と共済の活用方法がわかる

Click here to download the app.
ダウンロードはこちら



@kyosai_tanuro

MSI Emergency Navigation

災害時ナビ

This free smartphone app assists and guides you by providing information on what to do to stay safe in time of disaster.

災害時の安心・安全な行動をサポートするスマートフォンの無料アプリ。

Evacuation Center Finder 避難所ガイド機能

Routes to evacuation centers from your present location will be shown on the map, together with a directional compass.

現在地周辺の避難所を地図上に表示します。またコンパスで方向を表示します。



Available in Japanese, English, Chinese (simplified characters or traditional characters), and Korean.

日本語・英語・中国語(簡体字・繁体字)・韓国語に対応



対象OS: Android 4.0.3以上
iOS 7.0以上

Download via the App Store if using an iOS device.
For Android users, visit Google Play.

iOS端末はApp Storeで、Android端末はGoogle Playでインストールしてください。

For the Korean version or the Chinese version (simplified characters or traditional characters), please install the app from the URL below. 韓国語版や中国語(簡体字・繁体字)版は以下のURLからインストールしてください。URL: <http://www.ms-ins.com/sumaho/saigai.html>

Disaster Knowledge Bank 災害時ノウハウ集

Japan is a country that frequently experiences earthquakes and typhoons. Please make use of this knowledge bank to learn about disasters and acquire know-how on responding to a disaster situation.

日本は、地震や台風などの災害がたくさんある国です。防災について知って、災害の時に役立ててください。



Supports: Android (4.0.3 or higher),
iOS (7.0 or higher)

Download via the Google Play Store if using an Android device.

For the Korean version or the Chinese version (simplified characters or traditional characters), please install the app from the URL below.

韓国語版や中国語(簡体字・繁体字)版は以下のURLからインストールしてください。URL: <http://www.ms-ins.com/sumaho/saigai.html>

Approval No. 承認番号 A16-103020

Expiration date: 使用期限: 2023年4月1日
ucm170303 PB1703 (2017.1 40000)

2017 Edition 2017年度版

The contents of this pamphlet are provided in English for reference, with the Japanese version taking priority. このパンフレットに記載する内容につきましては、英語は参考表示であり、日本語が優先となります。

For International Students 留学生の皆さまへ

Student Comprehensive Mutual Insurance

UNIV. CO-OP's KYOSAI

大学生協の学生総合共済 厚生労働大臣認可

Authorized by the Minister of Health, Labour and Welfare

A secure insurance system based on mutual insurance policies covering more than 683,000 Co-op members from 209 university co-operatives across Japan

全国209大学生協・68.3万人以上の学生組合員がたすけあう、安心の保障制度です。

Life Mutual Insurance

生命共済

Mutual Insurance for Fire

火災共済

Personal Liability Insurance for Students

学生賠償責任保険

Recommend!

あわせておすすめする保険



Illness

病気

Injury

ケガ

Fire

火災

Personal Liability

賠償責任

Help each other,
Encourage each other

互いにたすけあい
互いに励まし合う

Personal Liability Insurance for Students 学生賠償責任保険

Personal Liability Insurance for Students is not a mutual insurance but a group insurance for which the University Co-operatives Mutual Aid Federation is the insurance policyholder, with a group contract with Mitsui Sumitomo Insurance Co., Ltd. as lead underwriter. The insurance is open to members of those university co-operatives which belong to the University Co-operatives Mutual Aid Federation, who will be younger than 23 years or who will be students of an educational institution (university or vocational school, etc.) as stipulated in the School Education Act (including those who have completed enrollment procedures and become co-operative members), on the expiration date of the insurance period.

学生賠償責任保険は、共済ではなく全国大学生協共済生活協同組合連合会が保険契約者となり、三井住友海上火災保険株式会社(幹事)と締結する団体契約の保険です。被保険者(保障の対象者)となれる方の範囲は、全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員の組合員であり、保険期間の末日において満23歳未満の方または学校教育法に定める学校(大学・専門学校等)の学生・生徒の方(入学手続きを終え、組合員となられた方を含みます。)に限ります。



Tanuro - the Student Comprehensive Mutual Insurance mascot
タヌローは学生総合共済のマスコットです。



UNIVERSITY CO-OPERATIVES
MUTUAL AID FEDERATION

全国大学生協共済生活協同組合連合会

<http://kyosai.univcoop.or.jp/>

To protect your health and safety during your overseas study.
Insurance for international students, originating in the spirit of mutual help.

健康で、安全に留学生生活を過ごすために。たすけあいから生まれた留学生のための保障。

Seven reasons why KYOSAI recommends Student Comprehensive Mutual Insurance

学生総合共済 7つのおすすめポイント

1		With mutual insurance, you have peace of mind even for things for which are not covered by National Health Insurance 国民健康保険では支払われない部分も共済で安心	Q Is it necessary to participate in the mutual insurance system or take out insurance in addition to National Health Insurance? A In the event of sickness or an accident while studying in Japan, there may be cases where you have to pay for expensive medical care. In Japan, international students staying more than three months are required to take out National Health Insurance, just like Japanese citizens. In the case of medical care covered by National Health Insurance, 70% of medical expenses are paid by the insurance and the remaining 30% of medical expenses are paid by the individual.	Q 国民健康保険以外に共済・保険に加入が必要なの？ A 留学生活で、病気になったり事故にあった時、場合によっては高額な治療費を支払わなければならないこともあります。日本では 3 か月を超えて滞在する外国人留学生に日本人と同じ『国民健康保険』への加入を義務付けています。国民健康保険の対象となる治療の場合、医療費の 70%が保険で支払われ、残りの 30%が自己負担となります。
2		Insurance cover for your student life in Japan by paying a modest premium 少ない掛金で安心できる留学生生活の保障	Because it is non-profit mutual help scheme among students, you can obtain your insurance cover with only a small premium.	営利を目的としない“ 学生どうしのたすけあい” の共済事業なので、少ない掛金で充実した保障を実現しています。
3		Insurance needed for living in Japan 日本での一人暮らしに必要な保障	This insurance covers household goods damaged by fire or water and even covers goods stolen or damaged through theft. The insurance also covers legal claims for compensation from landlords for fire or water damage due to negligence on the part of the policyholder.	火災・水ぬれなどで損害を受けた家財を保障 家財が盗難により盗まれたり、壊されたときも保障 過失による火災や水もれ事故で大家さんから法律上の損害賠償を請求された場合に保障
4		Procedures can be completed at the co-op information desk at your university 学内の生協窓口で手続きが可能	Mutual insurance applications and advice Mutual insurance payment applications Reminders to avoid forgetting to apply for mutual insurance payments *Those subscribing via Inter-college Co-op are kindly requested to complete the procedures by phone.	共済加入の申込み・相談 共済金の給付申請手続き 共済金の給付申請忘れがないように呼びかけ ※インターカレッジコープでご加入された方はお電話で手続きをお願いします。
5		Twenty-four hour coverage whether you are in Japan, returning to your own country or traveling abroad 24時間、日本国内、帰国中でも、海外旅行中でも *Mutual Insurance for Fire only covers incidents within Japan. ※火災共済は国内のみの保障です。	Commuting or during lectures During part-time work During club activities Traffic accidents On trips home	During internships In Japan or traveling abroad While playing sports In dormitories or rented accommodation 通学中・授業中 アルバイト中 クラブ・サークル 交通事故 帰国中 インターンシップ中 日本・海外旅行中 スポーツ中 寮・借家
6		Illness and accident prevention plans 病気や事故にあわないための予防提案	These plans are implemented by each university co-op. For further details, please contact the university co-op at the university where you are enrolled. これらの企画は各大学生協単位で行われております。詳しくはご自身の在学中の大学生協までお問い合わせください。	Diet counseling Health check plan Anti-binge drinking campaign Bicycle and motorbike inspection 食生活相談会 健康チェック企画 イッキ飲み防止キャンペーン 自転車・バイク点検
7	 Chairperson of the International Student Committee of Japan 全国留学生委員長 董 慧超 Kyoto University/ From China 京都大学/中国出身	Testimonial from the Chairperson of the International Student Committee of Japan Student Comprehensive Mutual Insurance system is an insurance system whereby students help each other so that Japanese students and foreign students can enjoy a healthy and safe university life. When you start your new life in Japan as a foreign student, there will be all kinds of worries in daily life, as well as unexpected difficulties. The saying goes: “forewarned is forearmed”. When you’re living in a foreign country, it’s good to have financial and emotional support in an emergency, and it means your parents can rest easy, so I do recommend joining Kyosai.		留学生委員長からのおすすめ 学生総合共済制度は、学生どうしのたすけあいによる、日本人学生と留学生の健康で安全な大学生活のための保障制度です。留学生一人で行く日本での新生活を始めると、日常生活では心配事や予測できない困難がたくさんあると思います。「備えあれば憂いなし」。異国での生活において、万が一の時、経済的にも精神的にも大きな支援となり、親も安心させることができる、共済への加入をおすすめします。

National Health Insurance is insurance for when an individual becomes ill or is injured and does not cover compensation for damages claimed after having injured another person in an accident. (Source: 国民健康保険は自分が病気になったり、ケガをしたときの自分のための保険であり、事故等で他人に損害を与えてしまった場合の損害賠償に関しては補償されません。



GAKUBAI

学生賠償責任保険

SUPIK is the mascot of the insurance recommended by University Co-op. スピックは大学生協がおすすめしている保険のマスコットキャラクターです。

We recommend that you also take out insurance that covers liabilities that may be incurred due to negligence in daily life, during regular classes, during medical training and internship, etc.

日常生活中および正課の講義中、医療関連実習中、インターンシップ中などに自分の過失で賠償責任を負った場合等に保障を受けられる「学生賠償責任保険」にもあわせて加入いただくことをおすすめします。

Includes out-of-court settlement
示談交渉サービス付き (国

In the event that the insured is party on the insured's behalf, この保険の被保険者が加害者と折衝し解決するサー

Student Comprehensive Mutual Insurance is the institutionalized version of the spirit of mutual help among students. The insurance required for student life can be achieved with a modest premium, providing secure and firm strong support for students.

学生総合共済は学生どうしのたすけあいを制度化したものです。学生生活に必要な保障を、少ない掛金で実現しています。安心して過ごせるように学生生活をしっかりサポートします。

24 hour support for your overseas student life
留学生生活を24時間サポート

Ministry of Health, Labour and Welfare)
(厚生労働省資料より)

mediation services (only in Japan, and excluding defamation and an invasion of privacy) 内での賠償事故。名誉毀(き)損・プライバシー侵害事故を除く。)

held to be liable in an incident, the insurance company will negotiate with the injured with a consent of the injured party. 者となったとき、被害者の同意を得て被保険者に代わって保険会社が被ビスです。

About membership of the University Co-op 生協加入について

Please complete the Univ. Co-op membership procedures together with your university entrance procedures.

入学手続きとあわせて生協加入の手続きをお願いします。

Univ. Co-op is funded by investments from university students and teaching staff, and plays an important role in the welfare programs of universities. Many university students and teaching staff are members of Univ. Co-op and are entitled to use our retail stores or cafeterias, as well as discount services. Univ. Co-op exists thanks to the investments and participation of each individual person. Please consult Univ. Co-op if you have any questions about the funding.

生協は各大学の学生・教職員が出資金を出し合って運営し、大学の中で福利厚生を担っている団体です。大学内の多数の学生・教職員が加入しており、店舗・食堂の利用や書籍の割引サービスなどを利用できます。生協は一人ひとりの出資と参加で成り立っています。出資金については各大学生生協にお問い合わせください。

Invested capital will be fully refunded when you graduate. However, the premiums for mutual insurance or personal liability insurance for students are not refunded. (Part of the premium may be refunded in the case of autumn graduates, or if you leave the university before graduation.)

出資金は卒業時に全額返還されます。共済掛金、学生賠償責任保険の保険料返金はありません。(秋卒業や途中退学などの場合は、未經過分の解約返戻金があることがあります。)

University Co-op Members (Investors) 組合員(出資者)

Study 学ぶ

At university you need to focus on your studies and research!!
You can purchase the stationery and books necessary for your studies or research, personal computers, electronic dictionary, etc., all at discount prices. In addition, we also accept applications for the TOEIC test, certification exams, and driving schools.
大学生は勉強・研究がイチバン!!
勉強研究に必要な文具や書籍、パソコンや電子辞書なども割引で購入できます。また、TOEICや資格試験の申し込み、自動車教習所の受付も行っています。

Eat 食べる

To eat is to live!
Our food products use safe and reliable ingredients and come with nutritional labels and suggestions to enable you to have well-balanced meals. We offer you a variety of menus at inexpensive prices so as to provide support for your dietary life.
食べることは生きること!!
安心安全の食材を使用し、バランスよく食べるための栄養表示と提案を行っています。様々なメニューを低価格で提供しており、食生活をしっかりとサポートします。

Health 健康

Wishing you health and safety!
For that reason, we are working on health and safety initiatives. We recommend joining the Kyosai Student Comprehensive Mutual Insurance system to provide for emergencies.
健康で安全に過ごしてほしい!
そんな願いから健康・安全のとくみを行っています。もしもの時のたすけあいの制度「学生総合共済」への加入をおすすめします。

Accommodation 住む

Housing introduction
We introduce international students to apartment houses near their universities.
住まいの紹介
留学生の方へ大学の近くのアパートの紹介を行っています。

Travel トラベル

We also can help with getting tickets for trips, training camps, expressway buses, airlines, etc. 旅行・合宿・高速バス・航空券などの切符の手配も受付しています。

Student Comprehensive Mutual Insurance (KYOSAI)
学生総合共済

Life Mutual Insurance
生命共済

We were able to pay out mutual insurance to Life Mutual Insurance affected by the 2011 Great East Japan Earthquake.

2011年に発生した「東日本大震災」で被災された生命共済加入者の方々へ共済金をお支払いすることができました。

We will pay out mutual insurance in the event of injury during an earthquake.
地震災害によるケガの場合は、共済金をお支払いいたします。

In the event of hospitalization or out-patient treatment for injury due to falling objects or collapsing objects, etc.
落下物や飛来物、転倒等によるケガで入院・通院をされた場合

- The insurance covers out-patient treatment only, or combined out-patient and hospitalization from the first day, if the treatment is five days or longer in total.
- If the hospitalization also includes treatment for illness, the cover is from the first day of treatment.
- 通院のみまたは入院と通院の合計日数が5日以上の場合は、1日目から通院保障の対象になります。
- 入院は病気の場合も含めて1日目から保障の対象になります。

Insurance with comprehensive coverage and modest premiums from University Co-op.

大学生協だからできる少ない掛金・保険料で充実した保障！
We recommend that students from overseas take out the three types of insurance of Life Mutual Insurance, Mutual Insurance for Fire, and Personal Liability Insurance for Students, in order to prepare fully for various risks while you are attending university.

留学生のみなさんの在学中のさまざまなリスクに十分に備えるためには、生命共済・火災共済・学生賠償責任保険の3つの保障への加入をぜひおすすめします。

The Japanese language version of the information provided herein shall have precedence. ここに記載する内容につきましては、日本語が優先となります。

Life Mutual Insurance

You can choose between the “¥2,500 daily coverage for hospitalization” Course (NM Type) and the “¥10,000 daily coverage for hospitalization” Course (NA Type). 入院日額 2,500 円コース (NM 型)、入院日額 1 万円コース (NA 型) からお選びいただけます。

If you get sick, or have an injury 病気・ケガをしたとき



The following incidents are becoming more frequent among international students. 留学生のこんな病気・ケガが増えています。

Decline in health due to irregular eating habits 不規則な食生活による体力低下

Injury due to bicycle accident 自転車事故によるケガ

Injury during sports or other club activities サークルなどスポーツ中のケガ

Hospitalization can be covered up to 200 days from the first day of admission. Out-patient visits due to accidents can also be covered, too. (In Japan or abroad)
1 日目から最高 200 日までの入院を保障。事故による通院も保障します。(国内・海外)

Mutual Insurance for Fire

If you are living in a dormitory or rented accommodation 寮・借家暮らしをされる方へ



These following types of incidents are getting more frequent among international students. 留学生のこんな事故が増えています。

Water leakage from water supply or drainage system, etc. 給排水設備等からの水もれ

Tenant liability for damages claimed by the landlord 大家さんへの借家人損害賠償責任

Theft 盗難

The insurance covers tenant liability for damages, and also the loss of household goods due to fire, water leakage, wind and flood damage, or theft. (Only within Japan)
借家人賠償責任保障と火災・水ぬれ・風水害・盗難による家財を保障します。(国内のみ)

Personal Liability Insurance for Students

If you are held liable for hurting someone 他人への賠償責任を負ったとき



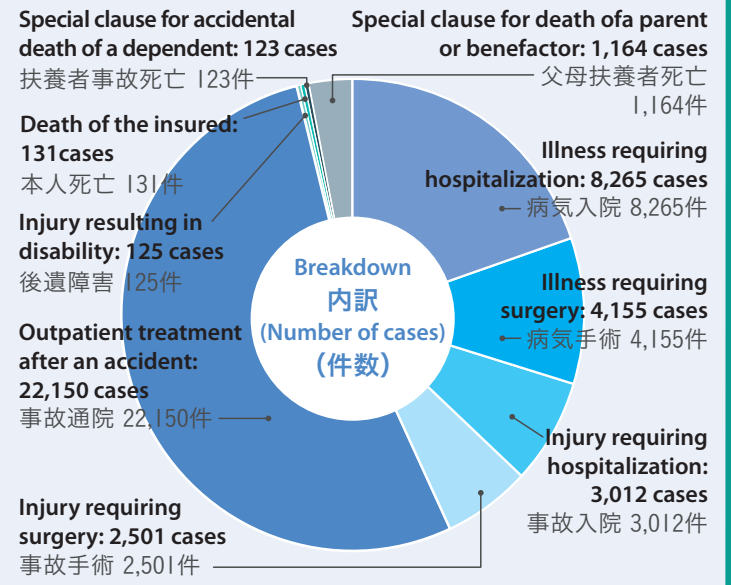
This insurance is exclusively for students, and covers them against liability for a variety of accidents, etc. during school life. 学生生活のさまざまな賠償事故等を保障する学生専用の保険です。

Payout history 支払実績 (2015年4月～2016年3月) (April, 2015, to March, 2016)

Life Mutual Insurance payout history 生命共済支払実績

Annual payout history of mutual insurance (Life Mutual insurance)
(Total number of cases: 41,626; Total amount paid out: Approx. ¥3,260,000,000)
1年間の共済金(生命)の支払実績
〈合計件数41,626件／合計金額約32億6,000万円〉

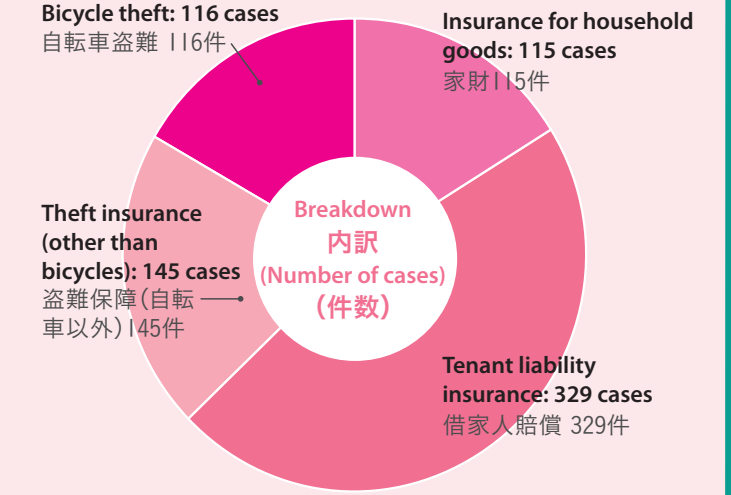
So far, 22,150 students injured in accidents have received insurance payouts for outpatient treatment.
22,150人が事故で通院し支払いを受けています。



Mutual Insurance for Fire payout history 火災共済支払実績

Annual payout history of mutual insurance (Mutual Insurance for Fire)
(Total number of cases: 705; Total amount paid out: Approx. ¥107,000,000)
1年間の共済金(火災)の支払実績
〈合計件数705件／合計金額約1億700万円〉

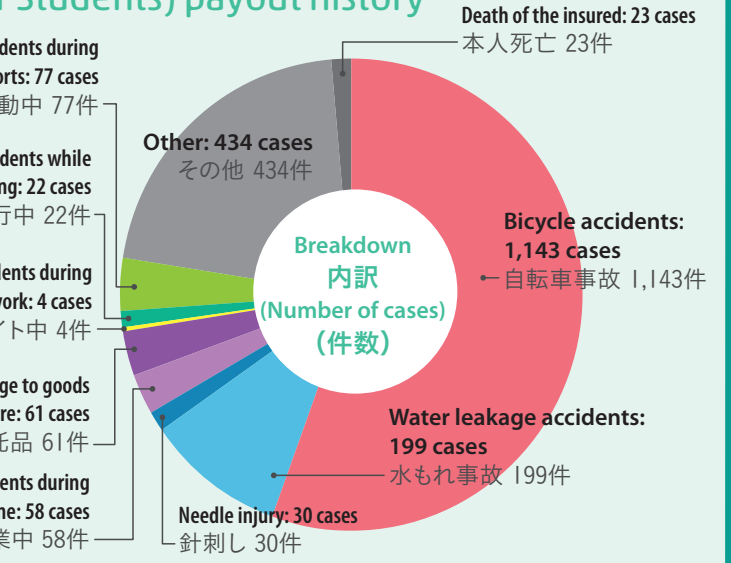
So far, 329 students have received tenant liability payouts.
借家人賠償責任保障を329人が受けています。



Gakubai (Personal Liability Insurance for Students) payout history 学生賠償責任保険支払実績

Annual payout history of Gakubai (Personal Liability Insurance for Students)
(Total number of cases: 2,051; Total amount paid out: Approx. ¥559.98 million)
1年間の学生賠償責任保険の保険金の支払実績
〈合計件数 2,051件／合計金額 約5億5,998万円〉

Highly recommended for students who ride bicycles.
自転車に乗る方はぜひご加入ください。



Life Mutual Insurance 生命共済

Annual premium payments 掛金年払い Authorized by the Minister of Health, Labour and Welfare 厚生労働大臣認可事業

The contents of this pamphlet are provided in English for reference, with the Japanese version taking priority.
ここに記載する内容につきましては、英語は参考表示であり、日本語が優先となります。

Open to student members of Univ. Co-op only.
大学生協の学生組合員が加入できます。

Insurance covered in Japan or abroad
国内・海外問わず保障します。

NM Type NM型		NA Type NA型	
Annual premium ¥3,400 掛金1年間3,400円		Annual premium ¥11,400 掛金1年間11,400円	
¥10 per day 1日約10円		¥32 per day 1日約32円	
“¥2,500 daily coverage for hospitalization” Course (NM Type) 入院日額 2,500円コース(NM型)		“¥10,000 daily coverage for hospitalization” Course (NM Type) 入院日額 10,000円コース(NA型)	

Illness 病気			
Coverage for hospitalization 入院保障	Coverage provided from the first day to 200th day of hospitalization. Hospitalization due to mental illness and illnesses specific to woman are also covered. 入院1日目から200日まで保障。こころの病気入院や女性特有の病気入院も保障	¥2,500 per day 日 額 2,500円	¥10,000 per day 日 額 10,000円
Coverage for surgical procedures 手術保障	Some procedures, such as tests, dental procedures, eyesight restoration, etc., may not be covered. 検査・抜歯・視力回復術など対象にならないものもあります	¥10,000 per procedure 1回につき 10,000円	¥50,000 per procedure 1回につき 50,000円
Coverage for disability 後遺障害保障	Physical disabilities resulting from illness are covered from Grades 1 to 3. 病気による後遺障害は1〜3級の重度障害について保障	Maximum payout between ¥1,500,000 and ¥1,350,000 150万円〜135万円	Maximum payout between ¥6,000,000 and ¥5,400,000 600万円〜540万円

Accident/ Injury 事故・ケガ			
Coverage for hospitalization 入院保障	Coverage provided from the first day to 200th day of hospitalization. 入院1日目から200日まで保障	¥2,500 per day 日 額 2,500円	¥10,000 per day 日 額 10,000円
Coverage for out-patient treatment 通院保障	Covers outpatient treatment only, or combined out-patient and hospitalization from the first day, if the treatment is five days or longer in total (for example, two days hospitalization, three days outpatient care), up to 90 days. 通院のみ、または入院・通院あわせて5日以上の場合(例えば、入院2日、通院3日など)1日目から90日まで保障	¥1,000 per day 日 額 1,000円	¥2,000 per day 日 額 2,000円
Duration of use of surgical appliances 固定具使用期間	Two days of using surgical appliances will be considered one day of out-patient care, excluding hospitalization days and out-patient care days. 入院日および通院日を除いた固定日数2日を通院1日とみなします	¥1,000 per two days 2日で 1,000円	¥2,000 per two days 2日で 2,000円
Coverage for surgical procedures 手術保障	Some procedures, such as tests, tooth extraction, or wound sutures, may not be covered. 検査・傷口の縫合・抜歯など対象にならないものもあります	¥10,000 per procedure 1回につき 10,000円	¥50,000 per procedure 1回につき 50,000円
Coverage for disability 後遺障害保障	Physical disabilities resulting from accidents are covered from Grades 1 to 14. 事故による後遺障害は1〜14級について保障	Maximum payout between ¥1,500,000 and ¥60,000 150万円〜6万円	Maximum payout between ¥6,000,000 and ¥240,000 600万円〜24万円

Death of policyholder 本人の死亡			
Death due to illness or accident 病気・事故による死亡		¥500,000 50万円	¥2,000,000 200万円
Death due to other causes その他の死亡		¥250,000 25万円	¥1,000,000 100万円

+ option オプション

This option is available to subscribers to Life Mutual Insurance, contract NM type or NA type.

NM型、NA型で生命共済にご加入の方が付帯できるオプションです。

The “Special clause for accidental death of benefactor” must be purchased together with the “Special clause for death of parent or benefactor”.

「扶養者事故死亡特約」の付帯には、「父母扶養者死亡特約」の付帯と合わせての加入が必要です。

Type 型	NM Type + NM 型+	NA Type + NA 型+	Annual premium 1年間の掛金	Payout for NM type subscription NM型に付帯した場合	Payout for NA type subscription NA型に付帯した場合
+ Option 1 + オプション1	M Type M 型	A Type A 型			
+ Option1 + Option2 + オプション1+ オプション2	MF Type MF 型	AF Type AF 型			
Option 1 オプション1	Special clause for death of parent or benefactor 父母扶養者死亡特約 Death coverage regardless of illness or accident 病気・事故を問わず保障			¥600 600円	¥200,000 20万円
Option 2 オプション2	Special clause for accidental death of benefactor 扶養者事故死亡特約 Death coverage due to accident only 事故による死亡のみ保障			¥800 800円	Lump sum or installment ¥1 million 一括または分割で100万円
					Lump sum or installment ¥5 million 一括または分割で500万円

- Be sure to read page 12, 14 and 15 of the Summary of the Coverage as well as the Explanation of Important Matters. Also be sure to read the Notices in the subscription form before completing the application procedures.
- 保障のあらまし、重要事項説明書(12,14,15 ページ)も必ずご一読ください。 また、告知事項を加入申込書でご確認のうえお手続きください。

Life Mutual Insurance testimonials

生命共済のおすすめ

Once, I got an injury and needed to go to hospital and have an operation. I wasn't in Kyosai at the time, so I ended up having to pay ¥50,000. I needed another operation, but since medical fees in Japan are so high, I went home and had the operation there. I felt strongly “if only I'd been in Kyosai”. Of course, the best thing is not to get hurt or get sick but, as the saying goes “well prepared means no worries”.

前にケガをして入院と手術が必要だったときに、共済に加入していなかったために5万円くらい負担が必要でした。また手術も必要でしたが、日本は医療費が高いので、一時帰国して受けました。あのとき共済に入っていたら助かったのに……と強く感じました。ケガや病気にならないのが一番ですが、備えあれば憂いなしということわざもあります。



Hokkaido University/ From Korea
魯 潤九
北海道大学/韓国出身

Injury on campus 学内の事故

Sprained ankle 足首の捻挫

When I was walking down the stairs, I lost my footing, fell, and twisted my right ankle. I think that, because I was carrying a pile of books and unable to see in front, I missed a step on the stairs. However, even in such a case, because I am a member of mutual insurance I can enjoy my student life in Japan without undue worries. (First-year overseas student)

階段から降りる際、踏み外してしまって転倒した際に、右足の足首を捻って捻挫。本を大量に持っていたため、前がちゃんと見えなかったので階段を踏み外したと思います。共済に加入しているから、安心して留学生生活を送られる。(大学1年 留学生)

Insurance payout ¥30,000
共済金の支払い 30,000円

Illness / hospitalization 病気／入院

Acute gastroenteritis 急性胃腸炎

While visiting home during summer vacation, I had diarrhea and went to a hospital. The next day, I went to the hospital to be put on a drip and was immediately hospitalized. (First-year Japanese student)

夏休み帰省中、下痢をしてしまい病院へ。2日目に点滴に行ったところ、そのまま入院した。(大学1年 日本)

Insurance payout ¥110,000
共済金の支払い 110,000円

Motorbike accident バイク運転中の事故

Brain contusion & facial fracture 脳挫傷・顔面骨折

When riding a motorbike and turning to the right at the intersection, I bumped into a car that came straight ahead of me from the opposite side and hit the left side of my face against the windshield and, having been thrown into the air, was temporarily unconscious. (First-year Japanese student)

バイク走行中、交差点で右折しようとしたところ、反対側から直進してきた車と衝突し、車のフロントガラスに左顔面をぶつけ、空中に飛ばされ一時意識不明に陥った。(大学1年 日本)

Insurance payout ¥1,938,000
共済金の支払い 1,938,000円

Accident in the home 日常生活での事故

Injury to exterior ligament of left ankle 左足関節外側靭帯損傷

I was taking a bath in the evening and stood on the edge of the bathtub to try and open the window. I slipped and fell over. (Second-year Japanese student)

夕方、自宅の浴室にて入浴中、窓を開けようとして、浴槽に足をかけた時に滑って転倒してしまった。(大学2年 日本)

Insurance payout ¥84,000
共済金の支払い 84,000円

Sports injury スポーツ中の事故

Broken leg 右足の骨折

While skateboarding in a park, I fell and fractured my right leg. (First-year overseas student)

公園でスケートボードをしていて転倒、右足を骨折。(大学1年 留学生)

Insurance payout ¥171,500
共済金の支払い 171,500円

Bicycle accident 自転車運転中の事故

Multiple facial fractures 顔面多発骨折

After coming back home from university, I was on my way to my part-time job. I collided with a bicycle that was coming from the opposite side at an intersection. I fell, and suffered injuries, such as a bruise on the right side of the face. (First-year student)

大学より帰宅後、アルバイト先に向かう途中、交差点で反対側から走行してきた自転車と出会い頭に衝突、転倒し右顔面を打撲負傷した。(大学1年 日本)

Insurance payout ¥214,000
共済金の支払い 214,000円

Illness / hospitalization and surgery 病気／入院・手術

Urinary tract stone 尿路結石

In the morning, I suddenly felt a sharp pain in my lower back and was hospitalized for emergency treatment. As it was a sudden hospitalization, I did not have any change of clothes or other stuff, and I was at a loss. As the saying, “One for all, all for one,” goes, it can be difficult if you get into trouble on your own. So, I think it's better to join the mutual insurance. (Second-year graduate overseas student)

朝、突然腰部から激痛を感じ緊急入院。急な入院なので、着替え等全く持っていなかったため困りました。「個人がみんなのため、みんなが個人のため」一人では困った時にどうしようもないので、やはり共済に助けてもらった方が良いと思います。(大学院2年 留学生)

Insurance payout ¥17,500
共済金の支払い 17,500円

Q & A Is it possible to pay mutual insurance in a lump sum for the whole period up to graduation?

卒業まで一括加入できないのか？

The period for Student Comprehensive Mutual Insurance is one year, so the premiums need to be paid one year at a time. You can pay the first year's premium via bank transfer, or at the Co-op information desk. Premiums from the second year on are automatically transferred from your registered account, and this continues until the year you are scheduled to graduate. With the Life Mutual Insurance continuing contract, even in the case of illness before your subscription begins, there are cases where insurance payouts can be made for death, hospitalization, surgery, and disability due to illness, where these occur after one year has passed since the day the first application was made.

学生総合共済は共済期間が1年となっており、掛金も1年ごとにお支払いいただく必要があります。1年目の掛金は払込みまたは生協窓口でお支払いください。共済の掛金は2年目以降からは登録いただいた口座から振替となり、卒業予定年まで自動継続となります。生命共済の継続契約では加入前の発病の場合でも初めて契約を申し込んだ日から、1年を経過した後の病気による死亡、入院、手術、後遺障害の発生について共済金をお支払いできる場合があります。

Q & A Is it possible to join mutual insurance without Univ. Co-op membership?

生協に加入せず、共済にだけ加入したい。

Application for mutual insurance requires membership in the Univ. Co-op. This is because the purpose of the mutual insurance system is not to help an unspecified number of people, but for mutual insurance among members. 学生総合共済は加入資格として、大学生協の組合員であることが必要です。これは共済事業が不特定多数ではなく、団体の構成員の相互扶助を目的として行われる事業であるためです。

Q & A Is mutual insurance available for outpatient treatment of illness?

病気通院は保障されないのですか？

Outpatient treatment in a hospital due to illness is not covered. However, if you have had surgery as part of your outpatient treatment, you may qualify for coverage for surgical procedures. Please ask at the Univ. Co-op. 病気による通院保障はありません。ただし、通院で手術した場合は手術保障共済金の給付対象になる場合がありますので、生協にお問い合わせください。

Mutual Insurance for Fire KW 火災共済 KW

Annual premium payments 掛金年払い Authorized by the Minister of Health, Labour and Welfare 厚生労働大臣認可事業

The contents of this pamphlet are provided in English for reference, with the Japanese version taking priority.
ここに記載する内容につきましては、英語は参考表示であり、日本語が優先となります。

Open to student members of Univ.
Co-op only.

大学生協の学生組合員が加入できます。

Feel safe with coverage for household property and theft
家財保障と盗難保障がついて安心。

KW Type
Annual premium ¥2,000
KW型 掛金1年間2,000円
¥6 per day 1日約6円

Coverage for liability 賠償保障

Fire, explosion, water leakage, burst pipes due to freezing 火災 破裂・爆発 水もれ 凍結による破裂

Coverage for tenant liability 借家人賠償責任保障

This insurance covers you against your legal responsibility to pay damages to your landlord in the event that your negligence has caused damage to your rented room through fire or water damage from water supply and drainage facilities, etc.

加入者の過失により火災や給排水設備等から水もれ事故を起こし借戸室に損害を与え、貸主(大家)に対し法律上の損害賠償責任を負担する場合に保障

Up to ¥12 million
1,200万円まで

No payment by the subscriber
(自己負担額なし)

Coverage for damage to household goods due to fire, water, wind and flood, etc. 家財の火災・水ぬれ・風水害など

Fire, lightning, explosion, water, wind and flood damage 火災 落雷 破裂・爆発 水ぬれ 風水害

Coverage for household goods 家財の保障

This insurance covers damage to the subscriber's household goods due to fire, lightning, wind and water damage, etc.
*For goods that can be repaired, the insurance will cover the cost of repair.

火災・落雷・風水害などにより加入者の家財が損害を受けた場合に保障
※修理可能なものは修理費用を保障します

Up to ¥3 million
300万円まで

No payment by the subscriber
(自己負担額なし)

Extraordinary expenses 臨時費用

Extraordinary expenses can be paid in the event that household goods are completely destroyed.
家財が全損(全焼・全壊)のとき臨時費用としてお支払い

Up to ¥200,000
20万円まで

Coverage for theft 盗難保障

Coverage for the theft of household goods 盗難家財保障

This insurance covers the loss, damage or soiling of the subscriber's household goods due to theft from the rented room.
借戸室内の被共済者所有の家財が盗まれたり、壊されたり、汚されたときに保障

Up to ¥500,000
50万円まで

No payment by the subscriber
(自己負担額なし)

Coverage for the theft of cash 盗難現金保障

This insurance covers the theft of cash from the rented room.
借戸室内の被共済者所有の現金などが盗まれたときに保障

Up to ¥100,000 10万円まで
No payment by the subscriber (自己負担額なし)

Coverage for bicycle theft (Mopeds not covered) 自転車盗難保障 (原付は対象外)

The insurance covers bicycles owned and ordinarily used by the subscriber that were locked and kept in an exclusive bicycle parking place (*) established on the site of the rented room.
* An exclusive bicycle parking place is an established and managed place that was approved by the landlord.
加入者の借戸室の敷地内に併設された専用の駐輪場所に施錠保管していた被共済者所有の常用自転車
※専用の駐輪場所とは、貸主(大家)が認めた設置・管理する場所

Replacement value up to ¥30,000 再取得価額3万円まで
Subscriber pays ¥5,000 (自己負担5,000円)

Coverage for the cost of repair to the rented room in the event of burglary 盗難借戸室修理費用保障

This insurance covers when the windows or the locks of the rented room are damaged in a burglary, and you are required to pay for the repair.
盗難で借戸室の窓ガラスやカギを壊され、修理代を負担しなければならぬときに保障

Up to ¥150,000 15万円まで
No payment by the subscriber (自己負担額なし)

Attention! ご注意ください!

Insurance payments cannot be made in the following cases. 下記のような場合は共済金はお支払いできません。

● Damage to and soiling of the rented room caused by defects, corrosion, rust, mold or any other natural wear and tear.
● Loss due to theft occurring outside of the rented room, such as having one's wallet stolen on the way to university. Also, the theft of articles being looked after for another person, even when occurring inside the rented room.
● Damage to walls, floors or equipment and fixtures in the rented room.
● Damage resulting from earthquakes, volcanic eruption, or subsequent tsunami, fire, or wind and flood.
● 欠陥、腐食、さび、カビ、老朽化などの自然の消耗などを原因とする借戸室の損壊・汚損
● 通学途中で財布を盗まれたような借戸室外での盗難事故、借戸室内であっても他人から預かっていた物の盗難事故など
● 壁や床などをキズつけた場合や借用している設備等を壊した場合
● 地震、噴火、これらによる津波、火災、風水害等による損害

● Be sure to read page 13, 14 and 15 of the Summary of the Coverage as well as the Explanation of Important Matters. Also be sure to read the Notices in the subscription form before completing the application procedures.
● 保障のあらまし、重要事項説明書(13.14.15 ページ)も必ずご一読ください。また、告知事項を加入申込書でご確認のうえお手続きください。

* Compensation paid for damage of household goods of people living below you is not covered by Mutual Insurance for Fire, so we recommend that you also subscribe to GAKUBAI (Personal Liability Insurance for Students).
※水もれによる階下の人の家財への賠償は火災共済では保障されないのので「学生賠償責任保険」とぜひあわせてご加入ください。

Mutual Insurance for Fire testimonial

火災共済のおすすめ



Tohoku University/From China
任 可欣
東北大学/中国出身

When foreign students arrive in Japan, they don't have enough experience of living alone, so they are prone to having careless accidents. There is a very high risk of causing a fire when using electrical appliances, gas, aromatherapy candles, etc. And, if you have a fire, it's not only your own apartment, but there is a danger that neighboring buildings could be damaged. In order to reduce the amount of loss in a case like that, I recommend taking out Kyosai's Fire Insurance.

留学生は日本に来たばかりの時、一人暮らしの経験が足りないため、不注意の事故を起こしやすいです。家電、ガス、アロマキャンドルなど使用する際に火災になる危険性が高いです。火災を起こしたら、自分の賃貸マンションだけではなく、近隣に被害が及ぶ恐れもあります。こんな場合の損失を減らすために、火災共済の加入をお勧めしております。

Testimonials from students who received mutual insurance aid

給付を受けた学生の声

Tenant liability 借家人賠償

Water leakage 水もれ

I went out while the washing machine was on, and didn't realize that the hose had come loose. Water leaked out and flooded the apartment downstairs. (First-year overseas student)

洗濯中にその場を離れた際にホースが外れたことに気がつかず階下に水もれし、建物に被害がでた。(大学1年 留学生)

Insurance payout ¥249,195
共済金の支払い 249,195円

Tenant liability 借家人賠償

Frozen and burst pipes 凍結による破裂

I didn't drain the water properly, so the bath heater pipes froze and burst. I think that if I had drained the water properly, I could have avoided such damage. (First-year graduate overseas student)

水抜き不十分のために風呂釜が凍結し、破損。水抜きをきちんとしていれば防げたと思う。(大学院1年 留学生)

Insurance payout ¥20,000
共済金の支払い 20,000円

Tenant liability 借家人賠償

Frozen and burst pipes 凍結による破裂

The water heater outside the entrance, not having been prepared for freezing temperatures, was damaged and leaked water. I should have taken precautions to protect against freezing by shutting off the main valve. (First-year graduate overseas student)

玄関外の給湯器が凍結予防処理をしていなかった為、破損し水がもれた。水道栓を締めておくといった凍結予防をしておくべきだった。(大学院1年 留学生)

Insurance payment ¥49,600
共済金の支払い 49,600円

Household goods 家財

Burglary 盗難

While I was away, a burglar broke into my room by breaking the window and stole my notebook computer, digital camera, glasses, etc. As my apartment is on the first floor, I should have pulled down the balcony shutter before going out. (Fourth-year overseas student)

留守中、窓ガラスを割って侵入され、ノートパソコン、デジカメ、メガネなどが盗まれた。アパートの部屋は一階なので、留守にする時はベランダのシャッターを降ろして外出すべきだった。(大学4年 留学生)

Insurance payment ¥257,190
共済金の支払い 257,190円

Household goods/ cash 家財/現金

Burglary 盗難

I came home from overseas trip to find that the front door was unlocked with a hole pierced in it, and that cash and a business carry-on bag had been stolen. (Second-year graduate overseas student)

海外旅行より帰宅すると、ドアに穴が開けられ施錠が外されており、現金とビジネスキャリーが盗まれていた。(大学院2年 留学生)

Insurance payout ¥43,465
共済金の支払い 43,465円

Q & A Does Mutual Insurance for Fire only cover fires?
火災共済は、火事の時だけ保障されるのですか？

Mutual Insurance for Fire covers not only for damage caused by a fire, but also for water leaks from water supply or drainage system, etc. caused by disasters such as typhoon or lightning. It also covers damages claimed by the landlord when the subscriber has caused a fire, water accident or burst water pipe. (Mutual Insurance for Fire will not cover damage to the household goods of people other than the owner of the house. This kind of damage is sometimes covered by the Personal Liability Insurance for Students, which we recommend joining together with the Mutual Insurance for Fire.)
火事だけでなく、給排水設備等からの水もれや、風水害、落雷での家財の損害も保障します。また、自分が火災や水もれを起こして大家さんから借戸室の損害賠償を請求されたときの保障もあります。(他室の家財に与えた損害の賠償は火災共済では保障されません。学生賠償責任保険で保障される場合がありますので、火災共済とあわせて加入をおすすめします。)

Q & A Am I covered for illness or accident while doing part-time job, on vacation or while going back home to my own country?
アルバイト中や旅行中、帰国中の病気や事故については保障されますか？

Mutual Insurance covers illnesses or accidents that happen anywhere. (Mutual Insurance for Fire cover is only for Japan.)
共済の給付対象となる病気や事故であれば、どこで起こったものでも保障されます。(火災共済は日本国内のみの保障です。)

Q & A Will my premiums be refunded if there is no illness or injury?
病気やケガをしなかったら掛金は戻ってくるのか？

Premiums are not refunded, even if the subscriber has no illness or injury. But, since Mutual Insurance is a "system by which financial aid is provided from the funds contributed by the subscribers to help subscribers in difficulties due to illness or injury," your premiums are certainly used to help other subscribers.
病気やケガをしなくても、掛金は戻ることはありません。しかし、学生総合共済は「病気やケガをして困っている仲間みんなでお金を出し合ってお見舞い金(共済金)をおくる制度」ですから、みなさんの掛金は確実に仲間のために役立っています。

Personal Liability Insurance for Students (= GAKUBAI) 16H

学生賠償責任保険 16H Open to student members of Univ. Co-op only. 大学生協の学生組合員が加入できます。

Lump-sum payment of premiums until your graduation year 卒業予定年まで一括払い

The contents of this pamphlet are provided in English for reference, with the Japanese version taking priority.
ここに記載する内容につきましては、英語は参考表示であり、日本語が優先となります。

Comprehensive Insurance for Students / Children: with special clause for compensation for personal liability in daily life and expanded, partially altered special clause for consignment item compensation, and Premises/Product Liability Insurance
日常生活個人賠償責任補償特約および受託品補償拡大型一部変更特約付帯学生・こども総合保険、施設・生産物賠償責任保険

Underwriting insurance companies: Mitsui Sumitomo Insurance Company, Limited (lead underwriter), Kyoei Fire and Marine Insurance Company, Limited (non-administrator)

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社(幹事)・共栄火災海上保険株式会社(非幹事)

Accident compensation in daily life (including regular classes) [In Japan or abroad]
日常生活（正課の講義等を含む）における賠償事故 [国内・国外]

Third party liability 他人に対する賠償責任

- Struck and injured a pedestrian while operating a bicycle.
- Collided with another person while skiing, causing the person to suffer a bone fracture and require hospitalization. (Extra expenses benefits will be provided if the other party is hospitalized for 20 or more days)
- Caused damage to household goods belonging to a person residing on a lower level of the same building, as a result of water leakage from your rented room.
- Accidentally caused injury to a student during teaching practice.
- 自転車で行行者にぶつかりケガをさせた。
- スキーで衝突して相手が骨折し、入院した。(相手が 20 日間以上入院された場合には、別途、臨時費用保険金をお支払いします。)
- 借戸室で水もれを起こして、階下の人の家財に損害を与えた。
- 教育実習中、誤って生徒にケガをさせた。

Liability for compensation for items borrowed from another person 他人から借用したものに対する賠償責任

- Dropped and broke a computer that was borrowed from a company during an internship.
- インターンシップ(就業体験)中、就業体験先から借りたパソコンを床に落として壊した。

Accident compensation during regular classes, etc., (personal rights infringement damages) and cost damages [In Japan or abroad]
正課の講義等における賠償事故（人格権侵害）・費用損害 [国内・国外]

Liability for infringing another person's privacy or defaming another person
他人のプライバシー侵害や名誉毀(き)損に対する賠償責任

Costs for prevention of infection or other treatment due to accident occurring during medical related training (expenses occurred in infection prevention)

- 医療関連実習等で発生した事故に伴う感染予防措置・治療に要した費用(感染事故損害防止費用)
- Accidentally stuck a syringe being used on a patient into your own hand during medical training and required treatment in order to prevent infection to others.
- 臨床実習中に患者に使用した注射針を誤って自分に刺して感染してしまい、他人への感染のおそれが発生したため、自身の感染の治療を行った。

Condolence gift to a third party (according to the injury level of the victim)
他人に対するお見舞い(被害者のケガの程度によります)

- For other extraordinary expenses, refer to pages 16-17. その他、臨時費用は P16~17 参照
- Gave a get-well gift to a person whom you visited in the hospital as a result of that person having suffered a bone fracture when you knocked them over or otherwise caused them to fall during a soccer game.
- サッカーの試合中、転倒時に相手の足を骨折させたため、見舞い時にお見舞品を渡した。

In the case where the policyholder dies as a result of injury ケガにより加入者本人が亡くなられた場合
Payment to the legal heir of the policyholder 加入者(被保険者)の法定相続人へお支払い

*Personal Liability Insurance for Students is not mutual insurance but a group contract insurance with Mitsui Sumitomo Insurance Co., Ltd. as the lead underwriter.
※学生賠償責任保険は共済ではなく、三井住友海上火災保険株式会社を幹事引受保険会社とする団体契約保険商品となります。

Attention!
ご注意ください!

●Liability for injury to third parties caused by cars or motorcycles (including mopeds)
●Liability for injury to participants in sporting activities (within the scope of the conventional rules of the respective sport) (provided that such liability does not become a legal issue)
●Liability for compensation under the responsibility of the university administration (where individual students are not held responsible under the law)
●Liability for compensation to landlord of the rented room.etc.

- Be sure to read page 16-18 of the "Summary of the Coverage"
- P16~18 の「制度のあらまし」も必ずご一読ください。

Personal Liability Insurance for Students 学生賠償責任保険	Lump-sum payment until graduation year 卒業予定年まで一括払
1 year	¥1,780
2 years	¥3,120
3 years	¥4,470
4 years	¥5,800
5 years	¥7,150
6 years	¥8,070

*You must apply for the number of years that will elapse until you graduate.
※必ず卒業までの年数での申込が必要です。
Premiums indicated above apply only to insurance taken out by April 29, 2017.
上記は2017年4月29日までにご加入いただいた場合の保険料です。

Up to ¥200 million per accident
最高 1 事故 2億円まで

In the event of accidental damage to information, recorded in information equipment, etc., entrusted to you during regular classes, etc., the limit of indemnity will be ¥5 million.

正課の講義等で受託した情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とします。

Annual limit ¥5 million
年間 最高 500万円まで

Annual limit ¥5 million
年間 最高 500万円まで

Limit per victim ¥500,000 (Limit per accident ¥1,000,000)
被害者1名につき 最高 50万円まで (1事故につき最高100万円まで)

¥100,000 10万円

- 下記のような場合、保険金はお支払いできません。
- 自動車・バイク(原付を含む)による第三者への賠償責任
 - スポーツ(通常のルールの範囲)における参加者間の賠償責任(法律上の賠償責任自体が発生しない場合)
 - 大学の管理責任下での賠償責任(法律上、学生個人に責任がない場合)
 - 借戸室の損壊について貸主に対する賠償責任 ……など

Please see the top of this page or access page 22 regarding premiums.
保険料については、上記または P22 をご参照ください。



Nagoya University / From China
孫 明羽
名古屋大学/中国出身

Personal Life Insurance for Students testimonial 学生賠償責任保険のおすすめ

If you hit a pedestrian with your bicycle, you might get a claim for damages that is beyond your ability to pay. If you accidentally hurt somebody else, if you have Student Liability Insurance cover, then you don't need to worry about having to pay for expensive damages claims.
自転車で行行者にぶつかり相手にケガをさせた場合、自分では負担しきれない額の請求が発生することがあります。他人に迷惑をかけてしまったとき、学生賠償責任保険に加入していると、保険金で支払いされる場合もあるので、高額な賠償金を支払う心配がなく助かります。

Example of accident in daily life 日常生活における事故例

Waterleakage 水もれ事故
Due to insufficient water removal, the water pipes in the toilet and kitchen froze and burst, causing damage to the apartment downstairs.
水抜きが不十分だったため、トイレと台所の水道管が凍結破裂して、階下建物に損害を出してしまった。
Amount of insurance payment ¥420,283 保険金の支払い 420,283円

Example of accident in daily life 日常生活における事故例

Daily activity 日常活動
During dance group activities, I accidentally broke the glass in the rented studio.
ダンスサークルの活動中、貸しスタジオのガラスを割ってしまった。
Amount of insurance payment ¥130,000 保険金の支払い 130,000円

Example of accident in daily life 日常生活における事故例

Bicycle accident 自転車事故
While riding a bicycle, I accidentally collided with a person who had just gotten out of a taxi and caused that person to fall and break an arm.
自転車走行中、タクシィから降りてきた相手と接触し、相手が転倒、手を骨折させてしまった。
Amount of insurance payment ¥1,173,949 保険金の支払い 1,173,949円

Personal Liability Insurance for Students can assist you in the case of...
こんな時にお役に立ちます!



Example of accident on campus 正課の講義等における事故例

During class 正課中
While using a laboratory instrument, I mistakenly inserted a piece of paper and the fan caught up the paper, resulting in damage to the instrument.
実験器具を使用中、誤って紙を入れてしまい、ファンが紙を巻き込んで破損してしまった。
Amount of insurance payment ¥43,785 保険金の支払い 43,785円

Out-of-court settlement mediation service (This service is available in Japan only, and does not cover cases of defamation or privacy infringement.)

示談交渉サービス付き (国内での賠償事故。名誉毀(き)損・プライバシー侵害事故を除く。)

Out-of-court settlement mediation services are services provided by an insurance company to handle negotiations with other parties and settlement on behalf of the insured, after obtaining approval from the other party, in the event that the insured causes an accident.
*As there are cases where out-of-court settlement mediation services may not be provided, please check with the Mutual Insurance and Insurance Support desk for further details.
示談交渉サービスとは、この保険の被保険者が加害者となったとき、被害者の同意を得て被保険者に代わって保険会社が被害者と折衝し解決するサービスです。
※示談交渉をお引き受けできない場合もありますので、詳しくは大学生協共済・保険サポートダイヤルまでお問い合わせください。

For inquiries about Personal Liability Insurance for Students, please contact the Mutual Insurance and Insurance support telephone number.
学生賠償責任保険に関するご質問は、大学生協共済・保険サポートダイヤルまでお問い合わせください。

For example, if I matriculate in the autumn, and graduate in the autumn, what will happen about my student liability insurance premiums?
たとえば秋に入学し、秋卒業の場合、学生賠償責任保険の保険料はどのようになりますか?
The Student Liability Insurance maturity date is fixed at April 1, so your insurance runs until April 1 after your graduation. If you complete the necessary procedures when you graduate, about half of the premium will be returned.
学生賠償責任保険の保障満期日が4月1日に決まっているため、卒業後の4月1日まで加入した上で、卒業時に手続きをするると約半分の保険料が返還されます。

When the policyholder is faced with a problem in daily life 加入者が日常生活中にトラブルを抱えたときのために

*Anyone who has taken out Personal Liability Insurance for Students (Gakubai) can use the following services.

※学生賠償責任保険にご加入いただいた方全員が、次のサービスをご利用いただけます。

Life support service (Consultation at no charge) 生活サポートサービス(ご相談無料)

Using your phone, you can take advantage of a range of services that are useful in daily life. These services are provided exclusively for those who have taken out Comprehensive Insurance for Students/Children, etc.* and for members of their families living in the same household. For further details, please contact the agent in charge or the underwriting insurance company.

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。学生・こども総合保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。詳しくは、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

Health and medical care 健康・医療
・ Consultation on health and medical care
・ Provision of comprehensive information about medical institutions, etc.
・ 健康・医療相談
・ 医療機関総合情報提供 等

Consultation on everyday living 暮らしの相談
・ Consultation on problems that occur in daily life (legal advice)
・ Consultation on everyday tax matters
・ 暮らしのトラブル相談 (法律相談)
・ 暮らしの税務相談

Nursing care 介護
・ Provision of information on nursing care
・ Consultation on concerns about nursing care, etc.
・ 介護に関する情報提供
・ 介護に関する悩み相談 等

Provision of information and introduction to services 情報提供・紹介サービス
・ Consultation on parenting (children aged up to 12 years)
・ Provision of information on everyday living, etc.
・ 子育て相談 (12才以下)
・ 暮らしの情報提供 等

□In addition, via the Health/Nursing Care Station on the Mitsui Sumitomo Insurance Company website, we provide information on health, medical care and nursing care.
□三井住友海上ホームページの「健康・介護ステーション」でも健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

*These services are only available in Japanese. *To check operating hours, and for the telephone number (toll-free), please refer to the notice on your membership certificate. *These services may not be accessible through certain telephone lines. Also, the services can only be accessed from within Japan. *The services are provided by the affiliated service providers of the underwriting insurance company. Depending on the contents, some consultations, such as those concerning foreign countries, may not be able to be dealt with. *The services may be subject to change or suspension without notice. We thank you for your understanding.

*サービスは日本語でのご利用に限りま。 *サービス受付のご利用時間・電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証の案内などをご覧ください。 *お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りま。 *本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。 *本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Feedback from students who have used the settlement mediation service 示談サービスを利用した学生の声
Not only was I able to rest easy but the counter party also told me that it was very reassuring to have someone professional serve as a go-between.



自分もそうですが、相手の方も、プロの方が間に入ってくれることにとても安心できましたと言われました。

(Toll-free) (通話料無料) 0120-335-770
Office Hours: Monday to Friday 9:40-17:00

What if the expected date of my graduation is postponed?
卒業の予定が変更になった場合はどうしたらよいのか?
As soon as the postponement is determined, please consult the Co-op about any changes that need to be made to your policy. In the event of entry into graduate school, etc., please follow the extension procedure (additional premium required).
変更が確定した時点で、生協の窓口申し出て変更手続きを行ってください。大学院などに進学する場合は卒業継続の手続きを行ってください。

保障のあらまし		生命共済		
		共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
病 気	入 院 保 障	契約のお申込み日の翌日以降に発病した病気を原因として共済期間中に入院された場合、その共済期間中の入院について病気入院保障共済金を支払います。 ▲ ご注意 ●病気による通院は保障の対象ではありません。 ●異なる病気により入院期間が重複する場合は、その期間については重複して共済金を支払いません。 ●病気による入院期間と事故による入院期間が重複する場合は、重複して共済金を支払いません。	病気入院保障共済金額に入院日数を乗じて病気入院保障共済金を支払います。 ※入院日数は、入院した日から医師が認定した退院日までとします。 ●病気入院保障共済金の支払は1事由の病気につき200日限度です。ただし、同一事由による入院が限度日数を超える場合、限度日数の翌日から起算して160日を経過した後の入院については、新たに200日を限度とする病気入院保障共済金を支払います。	●共済期間外の入院。 ●契約のお申込み時に発病していた病気、告知を行っていた病気による入院(新規契約申込み後1年を経過したものを除く)。 ●契約者の故意。 ●被共済者の故意、重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘。 ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛、背痛等で医学的他覚所見のないもの。 ●健康保険および療養費の対象とならない入院。
		契約のお申込み日の翌日以降に発病した病気を原因として共済期間中に後遺障害が生じた場合、病気重度後遺障害保障共済金を支払います。 ▲ ご注意 ●ご契約時にすでに後遺障害の状態にあった被共済者が、共済期間中に同一部位に加重して障害を負った場合は、所定の金額を後遺障害保障共済金より差し引いて支払います。	短期生命共済事業規約に定める別表第1「後遺障害等級別支払割合表」の1級から3級の後遺障害が生じた場合は、その等級に応じて「病気重度後遺障害保障共済金額」の100%から90%を支払います。	●共済期間外に生じた病気重度後遺障害。 ●契約のお申込み時に発病していた病気、告知を行っていた病気による後遺障害(新規契約申込み後1年を経過したものを除く)。 ●契約者の故意。 ●被共済者の故意、重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘。
事 故	入 院 保 障	共済期間中に発生した不慮の事故(*1)を直接の原因としてケガをし、事故の日から180日以内に入院された場合は、共済期間中の入院に対して、事故入院保障共済金を支払います。 ▲ ご注意 ●異なる事故により入院期間が重複する場合は、その期間については重複して共済金を支払いません。 ●病気による入院期間と事故による入院期間が重複する場合は、重複して共済金を支払いません。	事故入院保障共済金額に入院日数を乗じて事故入院保障共済金を支払います。 ※入院日数は、入院した日から医師が認定した退院日までとします。 ●事故入院保障共済金の支払は、1事由の事故につき事故日から180日以内の入院開始に対し200日限度です。 ●事故日から360日を経過し、かつ事故入院支払限度日数200日を超えての入院については、病気入院とみなし新たに200日を限度とする病気入院保障共済金を支払います。	●共済期間外に発生した不慮の事故(*1)による入院。 ●契約者の故意。 ●被共済者の故意、重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘。 ●無免許、無資格運転、酒気帯び若しくは薬物依存等による運転、最高速度違反、信号無視、遮断中踏切内進入により生じたもの。 ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛、背痛等で医学的他覚所見のないもの。 ●健康保険および療養費の対象とならない入院。
		共済期間中に発生した不慮の事故(*1)を直接の原因としてケガをし、事故の日から180日以内に入院または通院を開始され、通院のみの日数または入院と通院の合計日数が5日以上になった場合は、事故の日から360日以内の通院について、1日目から事故通院保障共済金を支払います。 ▲ ご注意 ●固定具を用いる治療は、入院日および通院日を除く固定日数2日を通院1日と算定します。 ●脱臼、骨折、打撲、捻挫に限り、柔道整復師の施術を通院と認めます。 ●医師の指示がある場合に限り、鍼灸師等の施術を通院と認めます。	事故通院保障共済金額に通院日数を乗じて事故通院保障共済金を支払います。 ただし、同一事由かつ1回の事故について90日を限度とします。 ●通院日数は、平常の生活または業務に支障がない程度に治ったときまでとします。 ●同一日に複数回の通院があっても通院日数は1日です。 ●限度日数90日には固定算定日数を含みます。	●前項の事故入院保障の「共済金をお支払いできない主な場合」と同一内容です。 ●入院期間中の通院および入院、通院日の固定具の使用については、事故通院保障共済金を支払いません。また、以下に該当する固定具については、事故通院保障共済金を支払いません。 ・手術により内固定、創外固定したとき ・固定具を手指のうち第Ⅲ指、第Ⅳ指または第Ⅴ指のみに装着したとき ・固定具を足指、鼻、歯のみに装着したとき
事 故	通 院 保 障	共済期間中に発生した不慮の事故(*1)を直接の原因としてケガをし、事故の日から180日以内に入院または通院を開始され、通院のみの日数または入院と通院の合計日数が5日以上になった場合は、事故の日から360日以内の通院について、1日目から事故通院保障共済金を支払います。 ▲ ご注意 ●固定具を用いる治療は、入院日および通院日を除く固定日数2日を通院1日と算定します。 ●脱臼、骨折、打撲、捻挫に限り、柔道整復師の施術を通院と認めます。 ●医師の指示がある場合に限り、鍼灸師等の施術を通院と認めます。	事故通院保障共済金額に通院日数を乗じて事故通院保障共済金を支払います。 ただし、同一事由かつ1回の事故について90日を限度とします。 ●通院日数は、平常の生活または業務に支障がない程度に治ったときまでとします。 ●同一日に複数回の通院があっても通院日数は1日です。 ●限度日数90日には固定算定日数を含みます。	●前項の事故入院保障の「共済金をお支払いできない主な場合」と同一内容です。 ●入院期間中の通院および入院、通院日の固定具の使用については、事故通院保障共済金を支払いません。また、以下に該当する固定具については、事故通院保障共済金を支払いません。 ・手術により内固定、創外固定したとき ・固定具を手指のうち第Ⅲ指、第Ⅳ指または第Ⅴ指のみに装着したとき ・固定具を足指、鼻、歯のみに装着したとき
		共済期間中に発生した不慮の事故(*1)を直接の原因としてケガをし、事故の日から360日以内に後遺障害が生じた場合は、事故後遺障害保障共済金を支払います。 ▲ ご注意 ●事故の日から360日を超えてもなお治療が必要な場合は、事故の日から361日目における医師の診断により後遺障害の程度を認定して、事故後遺障害保障共済金を支払います。	短期生命共済事業規約に定める別表第1「後遺障害等級別支払割合表」の1級から14級の後遺障害が生じた場合は、その等級に応じて「事故後遺障害保障共済金額」の100%から4%を支払います。	●共済期間外に発生した不慮の事故(*1)による後遺障害。 ●契約者の故意。 ●被共済者の故意、重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘。 ●無免許、無資格運転、酒気帯び若しくは薬物依存等による運転、最高速度違反、運転中の信号無視、遮断中踏切内進入により生じたもの。
手 術 保 障	手 術 保 障	病気入院保障共済金および事故入院保障共済金のお支払いの対象となる入院期間中に、その入院の原因となった病気やケガの治療を目的として、全国大学生協共済生活協同組合連合会が「手術一覧表」に定める手術を受けた場合は、手術保障共済金額を支払います。なお、通院による手術であっても、お支払いできる場合があります。	手術1回につき、手術保障共済金額を支払います。 ●次の場合は複数の手術を受けたときでも、1回の手術とみなします。 ①複数回実施する手術を1回(一連)の手術として医療機関が算定する場合。 ②同日に複数の手術が実施された場合。	●短期生命共済事業規約に定める別表第3「手術一覧表」以外の手術(具体例:検査、視力回復術、傷口の縫合、抜歯など歯・歯周組織の処置、プレート除去等)。 ●事故入院保障共済金をお支払いしない入院期間中に行った手術。 ●支払対象入院期間中に行った手術であっても、病気やケガの治療を直接の目的としない手術。
		契約のお申込み日の翌日以降に発病した病気を原因として共済期間中に亡くなられた場合、または共済期間中に発生した不慮の事故(*1)を直接の原因として、共済期間中若しくは事故の日から360日以内に亡くなられた場合は、死亡保障共済金を支払います。 ▲ ご注意 ●すでに後遺障害保障共済金のお支払いがされている場合は、死亡保障共済金の額から、すでにお支払いした後遺障害保障共済金の額を差し引いた額を死亡保障共済金として支払います。	死亡保障共済金を支払います。 ●病気や不慮の事故(*1)以外の原因(自殺の場合)により共済期間中に亡くなられた場合、死亡保障共済金額の2分の1の金額を支払います。	●契約のお申込み時に発病していた病気、告知を行っていた病気により亡くなられた場合(新規契約申込み後1年を経過したものを除く)。 ●契約者の故意。 ●共済金受取人の故意、重大な過失。 ●被共済者の犯罪行為、私闘。 ●無免許、無資格運転、酒気帯び若しくは薬物依存等による運転、最高速度違反、運転中の信号無視、遮断中踏切内進入により生じたもの。
死 亡	父 母 扶 養 者	父母(配偶者の父母を除きます。)または扶養者が共済期間中に亡くなられた場合は、1名ごとに父母扶養者死亡特約共済金額を支払います。	該当者1名につき父母扶養者死亡特約共済金額を支払います。	●共済期間外の父母、扶養者の死亡。 ●被共済者の故意、重大な過失。 ●共済金受取人の故意、重大な過失。 ●契約者、被共済者、共済金受取人、扶養者の犯罪行為。
		契約により登録された扶養者(以下、扶養者といいます。)が、共済期間中に発生した不慮の事故(*1)を直接の原因として、事故の日から360日以内かつ共済期間中に亡くなられた場合は、扶養者事故死亡特約共済金額を支払います。 ▲ ご注意 下記の場合は保障の対象となりません。 ●不慮の事故(*1)以外の原因により扶養者が亡くなられた場合。 ●病気により扶養者が亡くなられた場合。	扶養者事故死亡特約共済金額として500万円を一括または分割して支払います。 なお、この特約での共済金のお支払いは、1人の被共済者に対して、すべての生命共済契約の共済期間を通じて1回限りです。	●共済期間外に発生した不慮の事故(*1)により扶養者が亡くなられた場合。 ●契約者、被共済者の故意。 ●扶養者の故意、重大な過失、自殺行為、私闘。 ●共済金受取人の故意、重大な過失。 ●契約者、被共済者、共済金受取人、扶養者の犯罪行為。

保障のあらまし		火災共済		
		共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
借 家 人 賠 償 責 任 保 障	賠償保障	●共済期間中に被共済者の過失により火災、破裂／爆発、爆発、給排水設備等からの水もれ、水ぬれ事故を起こし、借戸室内に損害を与え、貸主(大家)に対して法律上の損害賠償責任を負う場合に、借家人賠償責任保障共済金を支払います。 ●水道管の凍結破裂による漏水等の事故は、被共済者にその責任があると認められる場合のみ、共済金を支払います。	損害賠償金額を支払います。 ※1回の事故につき借家人賠償責任保障共済金額が限度となります。 *貸主との間に訴訟等が必要となった場合、全国大学生協共済生活協同組合連合会から書面により同意を得た訴訟費用等については、上記の損害賠償金とは別にその費用を支払います。 *他の共済や保険の契約がある場合、被害額をそれらの共済等と按分した額を支払います。	●契約者の故意。 ●被共済者の故意、心神喪失、指図。 ●改築、増築、取り壊し等の工事。 ●被共済者と貸主との間で、損害賠償に関する特別の約定がある場合、その約定により加重された賠償責任。 ●貸主に借戸室を引き渡した後に発見された借戸室の損壊等。 ●台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災、豪雪、雪崩等の雪災。 ●地震、噴火、またはこれらによる津波。 ●借戸室の欠陥、腐食、さび、かび、その他の自然消耗、老朽化等。 ●火災、破裂爆発(凍結による破裂を含む)、給排水設備からの水もれ以外の原因による借戸室の破損、汚損、毀損による損害
		●共済期間中に発生した火災、落雷、破裂／爆発、建物の外部からの人為的災害、給排水設備等や被共済者以外の者が占有する他の部屋からの漏水、放水、溢水による水ぬれ、風水害等の自然災害によって、借戸室内に収容されている被共済者の所有する家財が損害を受けた場合に、火災保障共済金を支払います。 ●火災保障共済金の対象となる家財は、被共済者の借戸室、借戸室と同一の建物区画内に所在し、被共済者の所有する家財に限りです。 ▲ ご注意 次のものは家財保障の家財に含みません。 ①通貨、有価証券、預貯金証書、ATMカード、クレジットカード等②定期券、航空券、パスポート等③稿本、設計書、図案等④貴金属、宝石、書画骨董等⑤船舶および自動車(自動車には自動二輪車および自動三輪車を含みます。◆原動機付自転車(*5)は家財保障の対象家財です。)⑥動物および植物	損害額(再取得価額)を支払います。 ※ただし、火災保障共済金額が限度となります。また、修理、クリーニングが可能なのはその実費となります。 ●家財が全損(全焼、全壊)と当会が認定したときは、臨時費用共済金として1回の事故につき、20万円を支払います。 ●損害の発生および拡大の防止に必要、かつ有益な費用を損害防止費用として支払います。 ●損害が第三者の行為によるもので、損害賠償を受けた場合は、その賠償額を差し引いたうえで、共済金を支払います。	●契約者、被共済者の故意、重大な過失、法令違反。 ●家財の使用若しくは管理を委託された者、または被共済者の親族の故意。 ●火災等、風水害等の際の紛失、盗難。 ●戦争、外国の武力行使内乱等の事案によって発生した火災、風水害等による損害。 ●地震、噴火、またはこれらによる津波、火災、風水害等による損害。
家 財 の 火 災 、 水 ぬ れ 風 水 害 な ど	家財の保障	●共済期間中に発生した火災、落雷、破裂／爆発、建物の外部からの人為的災害、給排水設備等や被共済者以外の者が占有する他の部屋からの漏水、放水、溢水による水ぬれ、風水害等の自然災害によって、借戸室内に収容されている被共済者の所有する家財が損害を受けた場合に、火災保障共済金を支払います。 ●火災保障共済金の対象となる家財は、被共済者の借戸室、借戸室と同一の建物区画内に所在し、被共済者の所有する家財に限りです。 ▲ ご注意 次のものは家財保障の家財に含みません。 ①通貨、有価証券、預貯金証書、ATMカード、クレジットカード等②定期券、航空券、パスポート等③稿本、設計書、図案等④貴金属、宝石、書画骨董等⑤船舶および自動車(自動車には自動二輪車および自動三輪車を含みます。◆原動機付自転車(*5)は家財保障の対象家財です。)⑥動物および植物	損害額(再取得価額)を支払います。 ※ただし、火災保障共済金額が限度となります。また、修理、クリーニングが可能なのはその実費となります。 ●家財が全損(全焼、全壊)と当会が認定したときは、臨時費用共済金として1回の事故につき、20万円を支払います。 ●損害の発生および拡大の防止に必要、かつ有益な費用を損害防止費用として支払います。 ●損害が第三者の行為によるもので、損害賠償を受けた場合は、その賠償額を差し引いたうえで、共済金を支払います。	●契約者、被共済者の故意、重大な過失、法令違反。 ●家財の使用若しくは管理を委託された者、または被共済者の親族の故意。 ●火災等、風水害等の際の紛失、盗難。 ●戦争、外国の武力行使内乱等の事案によって発生した火災、風水害等による損害。 ●地震、噴火、またはこれらによる津波、火災、風水害等による損害。
盗 難 保 障	盗難家財保障	●共済期間中に発生した盗難事故(*2)により、借戸室の中の被共済者所有の家財が盗取、き損、汚損された損害について盗難家財保障共済金を支払います。 ※スローカー行為による損害(*3)を含みます。 ●借戸室の敷地内に併設された専用の駐輪場所(*4)に施錠保管された常用している被共済者所有の自転車(原動機付自転車(*5)は保障対象外です。また、自転車を構成する部品や車体購入後に装着した部品のみの盗難は保障対象外です。)が盗取されたときは、その損害の一部について盗難家財保障共済金を支払います。 ▲ ご注意 ●所轄警察署への盗難の届出が必要です。 ●次のものは盗難家財保障の家財に含みません。家財の保障の「次のものは家財保障の家財に含みません」と同一内容です。	損害額(再取得価額)を支払います。 ※ただし、盗難家財保障共済金額を限度とします。 ●自転車盗難損害については、損害額(再取得価額)から5,000円を差し引いた額を支払います。ただし、損害額(再取得価額)は、3万円を限度とします。 例) 損害額(再取得価額)が35,000円の場合、再取得価額は3万円が最高限度額となります。お支払いする共済金は、損害額(再取得価額)30,000円ー5,000円(自己負担)＝25,000円	●契約者、または被共済者の故意、重大な過失。 ●共済の目的物の使用または管理を委託された者、または被共済者の親族の故意。ただし、その者が被共済者に共済金を取得させる目的でなかった場合を除きます。 ●盗難事故発生の時点で借戸室内に収容されていなかった家財の損害。 ●被共済者の所有でないものの損害。 ●火災等、風水害等の際の盗難。 ●地震、噴火、津波の際の盗難。 ●地震、噴火、津波の際の紛失 ●戦争、武力の行使、革命、内乱等の事変、暴動、騒じょう等の際の盗難。 ●紛失。 ●借戸室の敷地内に併設された専用の駐輪場所以外での自転車の盗難。 ●盗取された家財が共済金を支払う前に回収されたとき
盗 難 保 障	盗難現金保障	●共済期間中に発生した盗難事故(*2)により、借戸室の中の被共済者が所有する通貨または預貯金証書が盗取された場合の損害について盗難現金保障共済金を支払います。 ※スローカー行為による損害(*3)を含みます。 ▲ ご注意 ●所轄警察署への盗難の届出が必要です。 ●預貯金証書の盗難は、預貯金口座から現金が引き出された場合に限りです。◆預貯金先への届出が必要です。	損害額を支払います。 ※ただし、盗難現金保障共済金額を限度とします。	●盗難家財保障の「共済金をお支払いできない主な場合」と同一内容です。 ※「自転車の盗難」は除く ●盗取された現金が共済金を支払う前に回収されたとき ●地震、噴火、津波の際の盗難
盗 難 保 障	盗難借戸室修理費用保障	●共済期間中に発生した盗難事故(*2)により、借戸室が破損、汚損、き損し、賃貸借契約にもとづいて貸主(大家)から請求され、ご自身の費用で修理する場合、その修理費用について盗難借戸室修理費用保障共済金を支払います。 ※スローカー行為による損害(*3)を含みます。 ▲ ご注意 ●所轄警察署への盗難の届出が必要です。 ●盗難事故(*2)以外の原因による借戸室の破損、汚損またはき損による損害は保障対象外です。	損害額を支払います。 ※ただし、盗難借戸室修理費用保障共済金額を限度とします。	●借戸室以外の修理費用。 ●火災等、風水害等による損害の修理費用。 ●地震、噴火、津波による損害の修理費用。 ●戦争、武力の行使、革命、内乱等の事変、暴動、騒じょう等による損害の修理費用。 ●貸主に借戸室を引き渡した後に発見された借戸室の損壊等の修理費用。 ●借戸室の欠陥、腐食、さび、かび、その他の自然の消耗等。

※新入生(編入学・院入学を含む)の新規契約者に限り、入学月の前月の1日又は新規契約の申込みを承諾した日の翌日のいずれか遅い日から発効日の前日まで
の期間に火災共済の保障の対象となる事故が発生した場合には、共済期間中の事由とみなし、該当する共済金、費用を支払います。また、その期間における階
下への水もれなど、学生生活における、他人に対する賠償事故への備えもごございます。(詳しくは、「大学生協の学生総合共済ホームページ」をご覧ください。)

用語の解説

(*)1「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故、および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項および第4項に定める感染症をいいます。
(*)2「盗難事故」とは強盗もしくは窃盗または、それらの未遂をいいます。
(*)3「スローカー行為による損害」とは、「スローカー行為等の規制等に関する法律」に定める行為等により、借戸室内の被共済者が所有する
財物(現金を含む)の損害、および借戸室の破損、汚損、またはき損による損害をいい、「盗難事故」に含めます。
(*)4「専用の駐輪場所」とは、借戸室がある建物の敷地内に併設され、借戸室の貸主が設置、管理し、居住者の駐輪を認めた場所のことをいいます。
(*)5「原動機付自転車」とは、「道路運送車両法施行規則」に定める排気量125cc以下の二輪車および50cc以下の三輪以上の車両とします。
※「契約者」、「被共済者」、「扶養者」の解説は、「学生総合共済の重要事項説明書」をご参照ください。



重要事項説明書

学生総合共済
(新規契約用)

重要事項説明書はご契約にあたり「特に重要なこと」を「契約概要」に、ご契約者にとって「特に注意を要することが」を「注意喚起情報」に記載していますので、ご契約の前に必ずお読みください。
ご不明な点がございましたら、大学生協の共済窓口または全国大学生協共済生活協同組合連合会【略称:大学生協共済連】の相談窓口:共済・保険サポートダイヤルまでお問い合わせください。

I 契約概要(特に重要なこと)

1. 学生総合共済のしくみ
- 【生命共済】
●被保険対象者(以下「被共済者」といいます。)の病気や事故による入院・手術・後遺障害・死亡および事故通院を保障する基本契約と、被共済者の父母または扶養者の死亡ならびに被共済者の扶養者の事故死亡を保障する特約を組み合わせた生命共済です。
【火災共済】
●借戸室内における被共済者が所有する家財の火災・落雷・破裂・爆発・水ぬれ・風水害等による損害を保障する火災保障と、盗難による損害を保障する盗難保障、被共済者の過失によって火災・破裂・爆発・給排水設備等からの水もれ・水ぬれ事故を起こし借戸室内に損害を与え、貸主に対して法律上の賠償責任を負うとき保障する借家人賠償責任保障を組み合わせた火災共済です。
2. 共済期間
- 【生命共済、火災共済共通】
●共済期間は効力の発生する日から1年間です。
●継続する契約の共済期間は、現在ご加入の共済契約の満了日の翌日午前0時から1年間です。
●新入生の共済期間は、後記Ⅱ.注意喚起情報「4.契約の成立日と効力の発生日について」の①、②、③のいずれかに該当する日から1年間です。
3. 自動継続
- この契約の共済期間は1年間ですが、契約者が契約の継続停止を申し出ない限り、「満了する契約」と同一内容の継続契約の申込みが毎年あったとみなし、契約者が預金口座振替依頼書に記載した金融機関口座から継続契約の掛金を振替えて、卒業予定年の契約満了日まで保障を継続します。制度改定があった場合は、上記「満了する契約」と同一内容の」部分を、「改定後の制度内容」での」と読み替えます。
●この「みなし申込」と「掛金の口座振替」により契約を継続することを自動継続と呼びます。
4. 共済掛金の支払い方法
- 【生命共済、火災共済共通】
●共済掛金は1年間の共済期間に対し年1回払いです。
●初年度(入学時を含む)の共済掛金は、入学する大学の生協が指定する方法でお支払いください。
●2年目から卒業予定年までの共済掛金は、あらかじめ契約者が指定した金融機関からの口座振替でのお支払いです。
5. 契約者(共済に加入の申込みをする人)をいいます。)
- 【生命共済、火災共済共通】
●共済に加入の申込みをする人(契約者)は、大学生協共済連の会員である大学生協の組合員、または組合員と同一の世帯に属する人です。
6. 被共済者(共済の保障対象になる人)をいいます。)
- 生命共済・火災共済の細則に定める学生で、次の各号のいずれかに該当する人、申込書で登録した方1名です。
①契約者 ②契約者の配偶者 ③契約者と生計を共にする前記①②以外の2親等以内の親族 ④契約者の配偶者と生計を共にする契約者の配偶者の2親等以内の親族
7. 扶養者(加入申込書に「扶養者」として登録する人の要件)
- 扶養者は、生命共済の被共済者の学費および生活費を負担していることが要件ですが、必ずしも親族である必要はありません。
8. 契約の制限および引受条件
- 【生命共済、火災共済共通】
●被共済者1人につき、生命共済、火災共済にそれぞれ一つ契約できます。
●大学生協共済連が設定する契約の型以外の契約はできません。
【生命共済】
●契約の型:基本契約A型＋特約F型の組み合わせによる「AF型」と基本契約M型＋特約F型の組み合わせによる「MF型」の2種類があります。
・基本契約A型とM型では被共済者の保障金額が異なります。
・特約「F型」は被共済者の扶養者事故死亡に関する特約です。
●この契約における被共済者の「年齢」は、新規契約および継続契約の保障開始日における満年齢をいいます。
●学生総合共済パンフレット記載の生命共済掛金額は、35歳未満の被共済者を対象とした金額です。新規契約の保障開始日において35歳以上の被共済者、および2年目以降の継続契約の保障開始日において35歳以上の被共済者は生命共済掛金額が異なりますので、大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルにお問い合わせのうえ、ご契約ください。
●経済的に自立している被共済者(扶養を受けない人)、および扶養者のいない被共済者は、特約F型(扶養者事故死亡特約)を付帯しないA型またはM型の契約となります。
●扶養者事故死亡特約の共済金の支払いは、1人の被共済者に対して、すべての生命共済契約の共済期間を通じて1回限りです。したがって、この特約での支払を受けた被共済者が、契約を継続または再契約する場合には、特約F型(扶養者事故死亡特約)を付帯しないA型またはM型での契約となります。
●共済期間中に卒業や退学などにより大学生協の学生組合員で無くなった場合でも、契約の満了日まで保障を続けることができます。
ただし、中途解約を希望されるときは大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルまでお申し出ください。
- 【火災共済】
●契約の型:KW型の1種類のみです。
●この契約は「不動産賃貸借契約の入居者本人」を被共済者とする契約です。
なお、借戸室は日本国内に存在することを要します。
●共済期間中に卒業、退学などにより戸室を借用しなくなった場合、解約手続きについて大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルまでお申し出ください。
9. 保障内容
- 【生命共済】
基本契約:死亡保障、後遺障害保障、入院保障、手術保障、事故通院保障
特 約:父母扶養者死亡特約、扶養者事故死亡特約
【火災共済】
基本契約:火災保障、盗難保障(家財・現金・盗難借戸室修理費用)、借家人賠償責任保障

- ※この火災共済の他に同種の共済(保険)契約があり、それぞれの契約から支払われる共済金(保険金)の合計が損害額を超えるときは、損害額を超えないように調整して支払われる場合があります。
※新入生(編入学・院入学を含む)の新規契約者に限り、入学月の前月の1日又は新規契約の申込みを承諾した日の翌日のいずれか遅い日から発効日の前日までの期間に火災共済の保障の対象となる事故が発生した場合には、共済期間中の事由とみなし、該当する共済金、費用を支払います。
10. 満期返戻金、割戻金
- 【生命共済、火災共済共通】
●この契約に満期返戻金はありません。
●年度の決算において剰余が生じ総会で議決された場合、9月末決算時点で有効な契約に対し割戻金を支払う場合があります。なお、割戻金は共済契約の最終終了時(卒業年)まで据え置きいたします。
11. 共済金の受取人
- 共済金の受取人は契約者(この共済に加入の申込みをする人)です。
●被共済者と同一人である契約者が死亡したときの共済金受取人は、下記の人で、その順位は下記の①から⑤の順序とします。さらに、②から⑤における順位はそれぞれの記載順序とします。
①契約者の配偶者 ②契約者が死亡した当時、契約者と生計を共にしていた、契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ③契約者が死亡した当時、契約者と生計を共にしていた、契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ④上記②に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ⑤上記③に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
ただし、上記にかかわらず、契約者は死亡保障共済金の受取人を事前に指定することができます。
12. 共済証書等の送付
- 共済証書(生命共済は控除証明書を含む)や継続契約のご案内等は、加入申込書に記載した扶養者住所に送付します(日本国内に限りです)。

Ⅱ 注意喚起情報(特に注意を要することが)

1. 契約の申込みの撤回(クーリングオフ)について
- 【生命共済、火災共済共通】
●新規契約に限り、契約申込者は、申込日(掛金支払日)から大学生協共済連の8営業日以内に、書面により申込みの撤回ができます。申込みの撤回をするときは、大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルまでお申し出ください。
2. 加入申込書および告知事項の記入について(契約時の告知事項)
- 【生命共済】
●「加入申込書」(告知事項に該当するときの告知書を含みます。)は大学生協共済連と契約を締結するための重要書類です。記載事項は事実を表記し、契約者と被共済者が異なるときは被共済者の事実を充分確認のうえ、契約者自身が記入してください。
●「生命共済健康状態に関する告知事項」には正確にお答えください。回答が事実と異なる場合が解除されたり共済金をお支払いできない場合があります。
●「生命共済健康状態に関する告知事項」のいずれかの事項に該当する場合は、その病名および発病日または手術予定日についての告知が必要となります。
なお、「告知書に記載した病気」、「告知書に記載しなかったが契約申込み前に発病していたと診断された病気」が原因での共済金は支払いません。
ただし、申込日(掛金支払日)から1年を経過した後の前記の病気を原因とする死亡や後遺障害、入院、手術については共済金をお支払いできる場合があります。
詳細は大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルまでお問い合わせください。
【火災共済】
●この共済の他に、同種の共済契約や保険契約の有無を「加入申込書」に告知してください。他の共済契約や保険契約が存在するときは、「契約概要の9.保障内容」の項をご覧ください。
3. 契約内容の変更等について(契約後の通知事項)
- 契約後に次の事項に変更が生じたときは、必ず大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルに通知してください。
【生命共済、火災共済共通】
①被共済者の扶養者の氏名、住所 ②契約者の氏名、住所 ③被共済者の氏名、住所(被共済者の変更はできません) ④共済掛金の振替金融機関口座 ⑤契約者または被共済者の通学する大学、学校 ⑥卒業予定年 ⑦被共済者の「区分」
【火災共済のみ】
●この共済の他に同種の共済や保険の契約を締結するとき
4. 契約の成立日と効力の発生日について
- 【生命共済、火災共済共通】
●大学生協共済連が契約の申込みを承諾した場合には、契約はその申込日に成立したものとします。
●効力の発生には「契約申込書の提出」と「共済掛金支払」の双方が必要です。共済契約の効力は、「契約申込書提出日」または「初回掛金支払日」のいずれか遅い日の翌日午前0時に発生します。ただし、それらの日よりも遅い日を発効日として指定する契約については、その指定発効日の午前0時に効力が発生します。
●新入生の場合の効力発生日は、契約申込日と共済掛金支払日との関係により、次のとおりとします。
①契約申込日と共済掛金支払日が2017年3月31日以前の場合
……2017年4月1日午前0時
②契約申込日は2017年3月31日以前であるが、共済掛金支払日が2017年4月1日以降の場合
……共済掛金支払日の翌日午前0時
③契約申込日と共済掛金支払日が2017年4月1日以降の場合
……契約申込日、または共済掛金支払日のいずれか遅い日の翌日午前0時
5. 継続契約の掛金払込猶予期間と継続契約の不成立について
- ※詳しくは、大学生協共済連ホームページをご覧ください。

- 【生命共済、火災共済共通】
●自動継続する契約の共済掛金が預金口座の残高不足等で振替不能となった場合、初回口座振替日の翌日から3ヶ月間の払込猶予期間があります。
ただし、この期間内に入金がない場合は、満了した契約の満了日を以って契約が終了し、継続契約は成立せず「保障のない状態」となります。
●口座振替月の前月末日までに口座振替依頼書のご提出がない場合は、継続契約の掛金支払猶予期間はありません。
6. 共済金をお支払いできない主な場合について
- ※詳しくは学生総合共済パンフレットP7、P8または大学生協共済連ホームページをご覧ください。
【生命共済】
①契約者、被共済者の故意によるとき(自殺は除きます。) ②被共済者、当該扶養者の私闘、犯罪行為によるとき ③頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛、背痛等で医学的他覚所見がないとき ④無資格、無免許、酒気帯び、薬物依存での運転や信号無視、最高速度違反、遮断中の踏切内進入によるケガ
【火災共済】
①契約者、被共済者の故意によるとき ②地震、噴火、これらによる津波、火災、風水害等 ③戦争、内乱等によって発生した火災、風水害、盗難 ④紛失 ⑤貸主と特別な約定により加重された賠償責任 ⑥借戸室内に存在しなかった家財、現金の盗難 ⑦借戸室の欠陥、腐食、さび、かび等の自然の消耗 ⑧借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する賠償責任
【生命共済・火災共済共通】
●契約締結の際または共済金請求の際に詐欺行為をした場合
7. 共済金額を増額、減額した場合のお支払いについて
- 【生命共済】
●入院・通院期間中に、共済金額に増減がある場合、契約変更後の入院・通院期間については、変更前の共済金額と変更後の共済金額のいずれか少ない額で支払います。
8. 共済金の分割、繰り延べ、削減について
- 【生命共済】
●戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、総会の議決を経て共済金を分割・繰り延べて支払い、または金額を削減する場合があります。
9. 時効について
- 【生命共済、火災共済共通】
●契約者・被共済者・共済金受取人が共済金の請求を、支払事由の発生した翌日から3年間怠ったときは時効により消滅します。
●契約者が共済掛金の返還・解約返戻金の請求を、返還・請求事由の発生した翌日から3年間怠ったときは時効により消滅します。
10. 解約と解約返戻金について
- 【生命共済、火災共済共通】
●契約を解約するときは、大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルへ連絡のうえ、所定の書類を提出してください。解約日は、所定の書類が大学生協共済連(または大学生協の共済窓口)に届いた日または解約希望日のいずれか遅い日です。
●解約にあたって未経過共済期間がある場合は、所定の算式によって解約返戻金を支払います。ただし、既経過共済期間中に共済金の支払事由が生じた場合は、解約返戻金は支払いません。
11. 契約が無効となる場合について
- 【生命共済、火災共済共通】
①契約者、被共済者が契約の資格・条件を充足しなかったとき ②基本契約および特約の共済金の限度額を超えて契約したとき、その最高限度を超えた部分 ③申込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき ④契約者の意思によらず契約が申込まれたとき
【生命共済】
①被共済者が効力の発生日(保障開始日)の前日までに亡くなられていたとき
【火災共済】
①借戸室の賃貸借契約が存在しないとき ②借戸室や家財に損害が生じていることを、契約時点で契約者または被共済者が知っていたとき

12. 契約が解除となる場合について
- 【生命共済、火災共済共通】
●告知義務違反による解除
契約者または被共済者が、契約締結の際に故意または重大な過失により、告知事項または危険の測定に関する重要な事実を隠したり、または事実でないことを記載した場合。
●重大事由による解除
契約者、被共済者または共済金受取人が、①故意に共済金支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき ②共済金請求に関して詐欺行為を行い、または行おうとしたとき ③他の共済契約等との重複により、被共済者の共済金等の合計額が著しく過大となり、たすけあいの制度としての目的を超える、または逸脱すると大学生協共済連が判断したとき ④大学生協共済連の信頼を損ない、契約の存続を不適当と判断された場合。
※解除が共済金支払事由が発生後であっても共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
13. 元受団体ならびに共済契約に関する苦情・相談について
- 大学生協共済連ならびに共済の契約または共済金の支払に関する苦情・相談ならびに異議申立ては下記の相談窓口(0120-335-770)でお受けいたします。
●契約者、被共済者または共済金受取人は、契約または共済金の支払に関して大学生協共済連の決定に不服があるときは、大学生協共済連の「異議申立てに関する審査委員会」に対して異議の申立てを行うことができます。
14. 万一事故が発生した場合には
- 事故や病気が発生した場合には、すみやかに大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルまでご通知ください。
15. 中立的な外部機関による紛争解決について
- 上記による大学生協共済連との間で問題を解決できない場合は、(社)日本共済協会 共済相談所にご相談いただくか、解決の申立てを行うことができます。

個人情報の取り扱いについて

【利用目的】
大学生協共済連(以降、当会と記載)が共済契約の締結・維持管理ならびに共済金支払等に際して取得した個人情報、当会ならびに当会の会員である大学生協および全国大学生協連^(※)が共済事業と生活協同組合事業に関する各種調査・サービス・イベント等の案内などをするために利用することがあります。また、健全な共済事業運営のため、医師等に対して告知内容・共済金請求内容に関する事実確認を行うことがあります。
※全国大学生協連とは、大学生協が加盟する生活協同組合の連合会で正式名称は「全国大学生生活協同組合連合会」と称します。

【共同利用】
当会が保険契約者となる団体契約(学生賠償責任保険・扶養者死亡保障保険)に関して取得した個人情報は、当会ならびに当会の会員である大学生協および引受保険会社、および保険代理店である株式会社大学生協保険サービスにおいて、契約の締結・維持管理・保険金の支払および各種案内・サービスなどのために利用します。

【第三者提供】
当会および当会の会員である大学生協は、当会の会員である大学生協・全国大学生協連・被共済者が所属する大学に、「学生総合共済」ならびに当会が保険契約者となる「団体契約」の加入状況および共済金・保険金の支払い状況などを提供することがあります。

【個人情報の保護】については各々のホームページをご覧ください。
全国大学生協共済生活協同組合連合会 http://kyosai.univcoop.or.jp/
三井住友海上火災保険株式会社 http://www.ms-ins.com/
共栄火災海上保険株式会社 http://www.kyoeikasai.co.jp/
東京海上日動火災保険株式会社 http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 http://www.sjnk.co.jp/
株式会社大学生協保険サービス http://hoken.univcoop.or.jp/

元受団体:全国大学生協共済生活協同組合連合会
ご相談窓口:共済・保険サポートダイヤル 0120-335-770
受付時間:平日9:40～17:30 土曜日9:40～13:00

The Summary of the Coverage (with an English translation) and the Explanation of Important Matters (with an English translation) for Student Comprehensive Mutual Insurance are posted in the pamphlet related to student mutual insurance page of the Univ. Co-op student mutual insurance website at (http://kyosai.univcoop.or.jp/pamph.html). Please read them there.

学生総合共済の『保障のあらまし(英語訳付)』と『重要事項説明書(英語訳付)』は『大学生協の学生総合共済』のホームページ内の『学生総合共済関連パンフレット』のページ(http://kyosai.univcoop.or.jp/pamph.html)に掲載しておりますので、ご覧ください。

制度のあらまし

学生賠償責任保険

日常生活個人賠償責任補償特約および受託品補償拡大型一部変更特約付帯学生・こども総合保険、施設・生産物賠償責任保険

※印を付した用語については、P18の〈※印の用語のご説明〉をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

1 ご加入者（被保険者）となれる方

この制度で被保険者（保障の対象者）となれる方の範囲は、全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員の組合員であり、保険期間の末日において満23歳未満の方または学校教育法に定める学校（大学・専門学校等）の学生・生徒の方（入学手続きを終え、組合員となられた方を含みます。）に限りま

2 保険期間

新入学生の方が2017年3月31日までに加入申込み（保険料払込み）された場合は、2017年4月1日午前0時からご卒業予定年（2018年、2019年、2020年、2021年、2022年、2023年）の4月1日午後4時までとなります。中途加入される場合、保険料払込日の翌日午前0時からご卒業予定年の4月1日午後4時までとなります。

3 保障内容（ケガによる死亡）

◆保険金をお支払いする場合 ☆下記は職種級別A・学生の場合です。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	死亡保険金額 ^(注)
傷害保険金	死亡保険金	保険期間中のケガ [*] のため、事故の発生からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡保険金額 ^(注) の全額を死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。	10万円

（注）この死亡保険金には後遺障害保険金対象外特約がセットされるため後遺障害保険金はありません。死亡保険金額は正式には死亡・後遺障害保険金額といいますが、この保険では便宜的に死亡保険金額としています。

◆保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類		保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	死亡保険金	●保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ [*] ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等 [*] の無資格運転、酒気帯び運転 [*] または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療 [*] によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、顎（ ^(けい) ）部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 [*] のないもの ●入浴中の溺水 [*] （ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん） [*] によって生じた肺炎 ●P17の「保障対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具 [*] を用いて競技等 [*] をしている間のケガ など（注）細菌性食中毒およびウイルス性中毒は、保障の対象にはなりません。

4 保障内容（賠償事故の場合）

◆保険金をお支払いする場合

(1) 日常生活（正課の講義等^(*)を含む）における賠償事故（以下の（2）の場合を除く）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
日常生活個人賠償責任保険金 * 日常生活個人賠償責任補償特約 * 日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（受託品補償拡大型）セット	次のいずれかの事由により、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ① 保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物 ^(*) を壊したりしたこと。 ア. 住宅 ^(*)2) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 ② 受託品 ^(*)3) の損壊、紛失または盗取 ^(*)4) （住宅 ^(*)5) 内保管中または本人によって一時的に住宅 ^(*)5) 外で管理している間に限ります。） （*1）情報機器等に記録された情報を含みます。 （*2）本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 （*3）「受託品」とは、本人が日本国内において他人から借りた、または預かった財物 ^(*)1) ・レンタル用品等で、本人が管理するものをいいます。ただし、P17の「保障対象外となる主な「受託品」」を除きます。 （*4）上記②に掲げる事由に対して保険金を支払うのは、被保険者が、受託品 ^(*)3) につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。 （*5）本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。 （注）被保険者の範囲は、次のとおりです。 ア. 本人、イ. 親権者およびその他の法定の監督義務者、ウ. 配偶者、エ. 本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）、オ. 本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子
日常生活個人賠償責任保険金（臨時費用） * 日常生活個人賠償責任補償特約 * 日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（受託品補償拡大型）セット	上記の事故により、他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、被害者が次のいずれかに該当したとき。 ① 事故の直接の結果として死亡した場合 ② 事故の直接の結果として病院または診療所に20日以上入院 [*] した場合 （注）被保険者の範囲は、次のとおりです。 ア. 本人、イ. 親権者およびその他の法定の監督義務者、ウ. 配偶者、エ. 本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）、オ. 本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子

(2) 正課の講義等における賠償事故（人格権侵害）・費用損害（感染事故損害防止費用）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
人格権侵害賠償責任保険金 *施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険＋学生賠償責任補償特約	正課の講義等において次のいずれかに該当する不当な行為により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合 (a) 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀 ^(き) 損 (b) 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀 ^(き) 損またはプライバシーの侵害 (注) 被保険者（保険契約により保障を受けられる方）の範囲：ご加入者
感染事故損害防止費用保険金 *施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険＋学生賠償責任補償特約	正課の講義等における事故により、第三者の身体に感染による障害が発生またはそのおそれがある場合において、被保険者が感染事故損害防止費用（感染の予防または治療のために、引受保険会社の同意を得て支出した費用）を負担した場合 (注) 被保険者の範囲：前記人格権侵害賠償責任保険金（注）に同じ

（★）正課の講義等の範囲：●正課の講義／大学等^(*)が授業として取り扱う講義、実験、実習、演習等をいいます。（臨床実習、看護実習等の医療関連実習も含みます。） ●学校行事／大学等^(*)が教育活動の一環として主催する行事をいいます。（正課の講義以外の大学が主催する行事を含みます。） ●教育実習／教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項の別表第1、別表第2または別表第2の2に定める単位習得のために行う教育職員免許法施行規則第6条第5欄に掲げる教育実習をいいます。 ●特例実習／小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条に定める、特別支援学校または社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて行われる、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験をいいます。 ●インターンシップ／加入者（被保険者）が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うことをいいます。（アルバイトは含みません。） ●正課の講義、学校行事に準じるボランティア活動／正課の講義・学校行事に準じて加入者（被保険者）が行うボランティア活動をいいます。（部活動、サークル活動として行うボランティア活動は含みません。）
（*）学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校およびこれと同等の教育機関をいいます。

◆保険金のお支払額

保険金の種類	保険金のお支払額
日常生活個人賠償責任保険金 * 日常生活個人賠償責任補償特約 * 日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（受託品補償拡大型）セット	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決による遅延損害金を含みます。）および訴訟費用 ^(*) 等をお支払いします。 （*）引受保険会社の書面による同意が必要となります。 （注1）法律上の損害賠償責任の額および判決による遅延損害金のお支払額は、1回の事故につき、日常生活個人賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、500万円が限度となります。 （注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 （注3）日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 （注4）保障内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、保障の重複が生じることがあります。保障内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。
日常生活個人賠償責任保険金（臨時費用） * 日常生活個人賠償責任補償特約 * 日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（受託品補償拡大型）セット	被保険者が臨時に必要なとする費用をお支払いします。 （注1）保険金のお支払額は、1回の事故によって生命または身体を害した被害者1名につき、次の額が限度となります。 上記「保険金をお支払いする場合」の①の場合…10万円限度 上記「保険金をお支払いする場合」の②の場合…2万円限度 （注2）保障内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、保障の重複が生じることがあります。保障内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。
人格権侵害賠償責任保険金 *施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険＋学生賠償責任補償特約	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決による遅延損害金を含みます。）および訴訟費用 ^(*) 等をお支払いします。 （*）引受保険会社の書面による同意が必要となります。 （注1）保険金のお支払額は、各保険年度（保険期間中に到来する4月1日から翌年3月31日までの1年ごとのことをいいます。）につき、500万円が限度となります。 （注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。
感染事故損害防止費用保険金 *施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険＋学生賠償責任補償特約	被保険者が負担した感染事故損害防止費用（感染の予防または治療のために、引受保険会社の同意を得て支出した費用）をお支払いします。 （注1）保険金のお支払額は、各保険年度（保険期間中に到来する4月1日から翌年3月31日までの1年ごとのことをいいます。）につき、500万円が限度となります。 （注2）損害防止費用の支払額の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。

※他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

◆保険金をお支払いしない主な場合

日常生活（正課の講義等を含む）における賠償事故	正課の講義等における賠償事故（人格権侵害）・費用損害
① 保険契約者または被保険者の故意による損害 ② 被保険者の職務遂行（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ③ 被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ④ 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ⑤ 被保険者と同居する親族 [*] に対する損害賠償責任 ⑥ 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任（「保険金をお支払いする場合」の②による損害賠償責任には適用しません。） ⑦ 心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ⑨ 自動車等 [*] の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩ 戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による損害 ⑪ 地震もしくは噴火またはこれを原因とする津波による損害 ⑫ 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害賠償責任	上記①、③～⑥、⑩～⑫に加え、以下のとおり。 ●自動車、施設外における船舶または車両の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ●保険期間開始前に既に感染していた感染症にかかる治療、検査費用 ●排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任 ●大学が負担すべき被保険者（加入者）の管理責任にかかわる賠償事故 など
受託品に関する賠償事故 上記①、③～⑫に加え、以下のとおり。 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による受託品の損害 ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転 [*] または麻薬等を使用しての運転中の事故による受託品の損害 ●公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による受託品の損害 ●受託品に生じた自然発火または自然爆発 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託品の電氣的事故・機械的事故（故障等）による損害 ●自然消耗、性質による蒸れ・腐敗・さび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による受託品の損害 ●屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪または雹（ひょう）による損壊による受託品の損害 ●引き渡し後に発見された受託品の損壊による損害賠償責任 ●受託品を使用不能にしたことによる損害賠償責任（収益減少等） ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託品を使用したことに起因する損害賠償責任 ●別記の「保障対象外となる主な「受託品」」の損害	

◎保障対象外となる運動等…山岳登山^(*)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(*)2) 操縦^(*)3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(*)4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動
◎保障対象外となる主な「受託品」…通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品、自動車（被牽（けん）引車を含みます。）、原動機付自転車・船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、航空機およびこれらの付属品、自転車・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話（PHSを含みます。）等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品、ラップトップまたはノート型のパソコン・携帯ゲーム機・電子手帳・電子辞書・電子書籍等の携帯式電子機器およびこれらの付属品、携帯オーディオプレーヤー等の携帯式音響機器およびこれらの付属品、携帯レコーダー等の携帯式録音機器およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「保障対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物（畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。）、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物 など

（注）正課の講義等において、その目的にしたがって使用している自動車（被牽（けん）引車を含みます。また、道路以外の場所においてのみ運行の用に供するものおよび農耕作業の用に供する目的として製作された小型特殊自動車に限ります。）、原動機付自転車（道路以外の場所においてのみ運行の用に供するものに限ります。）、自転車、ラジコン模型、携帯電話（PHSを含みます。）等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品、ラップトップまたはノート型のパソコン・携帯ゲーム機・電子手帳・電子辞書・電子書籍等の携帯式電子機器およびこれらの付属品、携帯オーディオプレーヤー等の携帯式音響機器およびこれらの付属品、携帯レコーダー等の携帯式録音機器およびこれらの付属品、山岳登山^(*)を行っている間のその運動等のための用具は保障されます。

（*1）ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。
（*2）グライダーおよび飛行船を除きます。
（*3）職務として操縦する場合を除きます。
（*4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

5 保障内容（見舞費用）

◆保険金をお支払いする場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害見舞費用 保険金 ＊ 傷害見舞 費用補償 特約	保険期間中の被保険者の行為による偶然な事故により他人が被ったケガ*について、損害賠償金を支払うことなく、慣習として弔慰金や入院見舞金等を支払われた場合および見舞品を購入された場合 (注1)引受保険会社の同意を得て支払われた費用に限りです。 (注2)被保険者の範囲は、次のとおりです。なお、ア.およびウ.からオ.までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族に限りです。)を被保険者とします。ア.本人、イ.親権者およびその他の法定の監督義務者、ウ.配偶者、エ.本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、オ.本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚*の子	被害者1名につき次の金額を限度として、実際に負担された額をお支払いします。ただし、1回の事故について、100万円がお支払いの限度となります。 ①被害者が事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 50万円(*1) ②被害者に事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合 50万円の100%～4%(傷害保険金の後遺障害等級表に応じた割合) ③被害者が事故によるケガ*の治療*のため入院*した場合 ア.入院期間31日以上の場合 100,000円 イ.入院期間15日以上30日以内の場合 50,000円 ウ.入院期間8日以上14日以内の場合 30,000円 エ.入院期間7日以内の場合 15,000円 ④被害者が事故によるケガの治療のため通院*した場合(*2) ア.通院日数31日以上の場合 50,000円 イ.通院日数15日以上30日以内の場合 30,000円 ウ.通院日数8日以上14日以内の場合 20,000円 エ.通院日数7日以内の場合 10,000円 (*1)既にお支払いした後遺障害見舞費用保険金がある場合は、50万円から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。 (*2)通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。 (注)保障内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあると保障の重複が生じることがあります。保障内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

(注)被保険者の範囲に関する特約(傷害見舞費用補償特約用)がセットされているため、傷害見舞費用補償特約における被保険者の範囲は、本人ならびに本人の親権者およびその他の法定の監督義務者とします。

◆保険金をお支払いしない場合

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
傷害見舞費用 保険金 ＊ 傷害見舞 費用補償 特約	●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による費用●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打によるケガ*●被保険者の職務遂行に起因するケガ●被保険者と同居する親族*が被ったケガ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務中に被ったケガ●自動車等*の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因するケガ●戦争、その他の変乱*、暴動による費用(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)*●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用●核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見*のないもの●入浴中の溺水*(ただし、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被ったケガによって生じた場合を除きます。)*●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎

〈※印の用語のご説明〉

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。●「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。●「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。●「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。(*)いずれもそのための練習を含みます。●「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)*または脊柱・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません)。ただし、長管骨を含めギプス等*の固定具を装着した場合に限りです。・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)*。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りです。●「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被害者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被害者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見*のないものを除きます。●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。●「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーマービル、その他これらに類するものをいいます。●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。●「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

〈特約について〉○天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*の場合も、傷害保険金をお支払いします。○すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

・学生賠償責任保険の「制度のあらまし」「重要事項説明書」にある「保障」は、約款上の表記は「補償」です。このパンフレットでは便宜上「保障」としています。

重要事項説明書

学生賠償責任保険

日常生活個人賠償責任補償特約および受託品補償拡大型一部変更特約付帯学生・こども総合保険、施設・生産物賠償責任保険

重要事項のご説明

契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明

日常生活個人賠償責任補償特約および受託品補償拡大型一部変更特約付帯学生・こども総合保険、施設・生産物賠償責任保険

●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。●申込人と被保険者(保障の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約(特別約款を含みます。以下同様とします。)等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。●取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

【契約概要のご説明】

1 商品の仕組みおよび引受条件等

●この保険は全国大学生協共済生活協同組合連合会(以下「大学生協共済連」)が保険契約者となる団体契約です。

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(保障の対象者)が事故によるケガで亡くなられた場合や被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方(*1)および被保険者の範囲は次のとおりとなります。

被保険者として ご加入いただける方	全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員の組合員であり、保険期間の末日において満23歳未満の方または学校教育法に定める次の学校の学生・生徒の方(入学手続きを終え、組合員となられた方を含みます。)に限りです。(*2)	
	対象となる学校教育法に定める学校	①大学②大学院③短期大学④高等学校⑤高等専門学校⑥特別支援学校の高等部⑦専修学校(専門課程、高等課程、一般課程)⑧各種学校ただし⑦、⑧については教育基本法に定める義務教育を修了した方およびこれに相当する方に限りです。
被保険者の範囲	下記以外	加入申込書の被保険者氏名の欄に記載の方(本人)
	賠償責任保険金(日常生活個人賠償責任補償特約)	①本人②親権者およびその他の法定の監督義務者③配偶者④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚*の子 (注)同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(*1)大学生協の学生総合共済P16「ご加入者(被保険者)となれる方」をご参照ください。

(*2)1.各省庁が教育施設として設置している税務大学校・航空大学校・自治大学校・防衛大学校等の各種大学に在籍する学生・生徒の方は対象となりません。
2.入学手続きを終えた方とは、入学に必要な書類を学校に提出のうえ、入学金およびその他の費用を納入し、学校の定める所定の手続きを完了した方をいいます。

(2)保障内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットに記載の「学生賠償責任保険制度のあらまし」とおりです。
詳細は普通保険約款・特約等に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

パンフレットをご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約等の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約等に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1～6年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間については、加入申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

●ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、【注意喚起情報のご説明】の「2.(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

●ご加入いただく保険金額(支払限度額を含みます。以下同様とします。)*につきましては、次の点にご注意ください。お客様が実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット等の保険金額欄および加入申込書、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
・保険金額は被保険者(保障の対象者)の方の年齢・年収などに照ら

して適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おください。

2 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客様が実際にご加入いただく保険料につきましては、パンフレット等にてご確認ください。

3 保険料の払込方法

パンフレットをご参照ください。保険料の払込方法はご加入と同時に、全額を払い込む一時払いとなります。保険料払込方法は、お手続きをされる生協所定の方法によりお支払ください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。【注意喚起情報のご説明】の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

三井住友海上へのご連絡、指定紛争解決機関へのご連絡はP20をご覧ください。

【注意喚起情報のご説明】

1 ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は全国大学生協共済生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務・通知義務等

(1)ご加入時における注意事項(告知義務—加入申込書の記入上の注意事項)

被保険者(保障の対象者)には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込書に記載された内容のうち、★印などの印がついている項目が告知事項です(告知事項の項目は加入申込書でご確認ください。)。この項目が、事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記入内容を必ずご確認ください。

次の事項について十分ご注意ください。

①被保険者の「職業・職務」 ②他の保険契約等(*)に関する情報
(*)同種の危険を保障する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)

ご加入後、被保険者に次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことや、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

①職業・職務を変更した場合 ②新たに職業に就いた場合 ③職業をやめた場合

また、①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約いただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>	下記以外の職業
<ご契約の引受範囲外>	農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者(助手含む)、建設作業者、木・竹・草・つる製品製造作業者および以下の「特別危険な職業」(これらと同程度またはそれ以上の危険な職業を含みます。) オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)*競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 等

(3)その他の注意事項

■保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	死亡 保 険 金	・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約等に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。また、下記に該当する場合もご契約内容の変更手続が必要となりますので取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

●学校の種類の変更

■傷害条項の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、傷害条項の被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約(*)の傷害条項の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の傷害条項の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■保障重複

次表の特約などのご加入にあたっては、保障内容が同様の保険契約(学生・子ども総合保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、保障が重複することがあります。保障が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも保障されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が出支払われない場合があります。保障内容の差異や保険金額をご確認いただき、加入の可否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。(注)1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が保障の対象外となったときなどは、保障がなくなることがあります。ご注意ください。

<保障が重複する可能性のある主な特約等>

今回ご加入いただく保障	保障の重複が生じる他の保険契約の例
学生・子ども総合保険 日常生活個人賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

3 保障の開始時期

新入学生の方が2017年3月31日までに加入申込み(保険料払込み)された場合は、2017年4月1日午前0時から、また中途加入される場合、保険料払込日の翌日午前0時からとなります。保険料は、パンフレット等記載の方法により払込みください。パンフレット等記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

- (1)保険金をお支払いしない主な場合
パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約等の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。
- (2)重大事由による解除
次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット等記載の方法により払込みください。パンフレット等記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできな

いことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

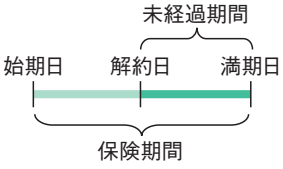
6 失効について(学生・子ども総合保険のみ)

ご加入後に、被保険者(*)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。
(*)傷害条項における被保険者をいいます。

7 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じ、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分より少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8 保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の保障対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり保障されます。
 - <保険期間が1年以内の場合>(学生・子ども総合保険のみ)
保険金・解約返れい金等は80%まで保障されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%保障されます。
 - <保険期間が1年超の場合>(学生・子ども総合保険のみ)
保険金・解約返れい金等は90%まで保障されます。ただし、保険期間が5年を超える場合で、主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については、90%より補償割合が引き下がる場合があります。なお、破綻前に発生した事故による保険金は100%保障されます。
 - <施設・生産物賠償責任保険>
保険金や解約返れい金は80%まで保障されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%保障されます。

9 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。詳細は、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)または共栄火災ホームページ(<http://www.kyoeikasai.co.jp/>)をご覧ください。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277(無料)
受付時間 平日▶9:00～20:00 土日・祝日▶9:00～17:00
(年末・年始は休業させていただきます。)(海外からはご利用いただけません。)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808(ナビダイヤル(有料))
受付時間 平日▶9:15～17:00(12/30～1/4を除く。)
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

その他ご注意いただきたいこと

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*)を終えて保険金をお支払いします。(*3)

- (*)1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (*)2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (*)3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約等に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方へ通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- 引受保険会社所定の保険金請求書○引受保険会社所定の同意書○事故原因・損害状況に関する資料○被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)○引受保険会社所定の診断書○診療状況申告書○公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書○死亡診断書○他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類○損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類○引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約等でご確認ください。

- 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

<共同保険のご説明>

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいご案内します。

三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)
共栄火災海上保険株式会社

<代理請求人について>(学生・子ども総合保険のみ)

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

- ①上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
- ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。(学生・子ども総合保険のみ)損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ご加入いただいた後にお届けする学生賠償責任保険加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を保障する契約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>(学生・子ども総合保険のみ)

日本国内において発生した、賠償責任条項の対象となる賠償事故(受託品の破損、紛失または盗取を除きます。))について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故(受託品の破損、紛失または盗取を除きます。))で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

学生賠償責任保険の『制度のあらまし(英語訳付)』と『重要事項説明書(英語訳付)』は『大学生協の学生総合共済』のホームページ内の『学生総合共済関連パンフレット』のページ(<http://kyosai.univcoop.or.jp/pamph.html>)に掲載しておりますので、ご覧ください。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任条項で定める保険金額を明らかに超える場合○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合○施設所有(管理)者・生産物賠償責任保険の対象となる賠償事故の場合

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の可否をご確認ください。

・保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)	・保険金額(ご契約金額)・保険期間(保険のご契約期間)・保険料・保険料払込方法
---------------------------------	---

2. 加入申込書への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認ください、加入申込書に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ・加入申込書の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
 - ・加入申込書の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか?または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
 - ・加入申込書の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?
- *ご加入いただく保険商品の加入申込書によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。**

お問い合わせは
取扱代理店 株式会社 大学生協保険サービス 営業時間／平日(月～金曜日)10:00～17:00 〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4 大学生協高円寺会館
引受保険会社 学生賠償責任保険
三井住友海上火災保険株式会社 (幹事) 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

The Summary of the System (with an English translation) and the Explanation of Important Matters (with an English translation) for Personal Liability Insurance for Students are posted in the pamphlet related to student mutual insurance page of the Univ. Co-op student mutual insurance website at (<http://kyosai.univcoop.or.jp/pamph.html>). Please read them there.

大学生協の学生総合共済や学生賠償責任保険に加入するには、事前に所属大学にある生協の組合員になる必要があります。

List of membership fees

掛金・保険料一覧表

		Life Mutual Insurance (NM Type) 生命共済 (NM型)			Life Mutual Insurance (NA Type) 生命共済 (NA型)			Mutual Insurance for Fire (KW Type) 火災共済 (KW型)	Personal Liability Insurance for Students 16H 学生賠償責任保険 16H	Total 合 計
		NM Type NM型 NO Options オプションなし	Add options 追加オプション Option 1 Special clause for death of parent or benefactor オプション1 父母扶養者死亡特約	Option 2 Special clause for death of benefactor in an accident オプション2 扶養者事故死亡特約	NA Type NA型 NO Options オプションなし	Add options 追加オプション Option 1 Special clause for death of parent or benefactor オプション1 父母扶養者死亡特約	Option 2 Special clause for death of benefactor in an accident オプション2 扶養者事故死亡特約			
For 1 year 1年留学	NM Type payment NM型選択支払	¥3,400 3,400円	—	—	—	—	—	¥2,000 2,000円	¥1,780 1,780円	Total ¥7,180 合計7,180円
	M Type M型 NM Type + option 1 payment NM型+オプション1選択支払	—	¥4,000 4,000円	—	—	—	—	¥2,000 2,000円	¥1,780 1,780円	Total ¥7,180 合計7,180円
	MF Type MF型 NM Type + option 1 + option 2 payment NM型+オプション1+2選択支払	—	—	¥4,800 4,800円	—	—	—	¥2,000 2,000円	¥1,780 1,780円	Total ¥8,580 合計8,580円
	NA Type payment NA型選択支払	—	—	—	¥11,400 11,400円	—	—	¥2,000 2,000円	¥1,780 1,780円	Total ¥15,180 合計15,180円
	A Type A型 NA Type + option 1 payment NA型+オプション1選択支払	—	—	—	—	¥12,000 12,000円	—	¥2,000 2,000円	¥1,780 1,780円	Total ¥15,780 合計15,780円
	AF Type AF型 NA Type + option 1 + option 2 payment NA型+オプション1+2選択支払	—	—	—	—	—	¥12,800 12,800円	¥2,000 2,000円	¥1,780 1,780円	Total ¥16,580 合計16,580円
	1st year NM Type payment NM型選択1年目支払	¥3,400 3,400円	—	—	—	—	—	¥2,000 2,000円	¥3,120 3,120円	1 st year total ¥8,520 1年目8,520円
For 2 years 2年留学	M Type M型 NM Type + option 1 payment NM型+オプション1選択支払	—	¥4,000 4,000円	—	—	—	—	¥2,000 2,000円	¥3,120 3,120円	1 st year Total ¥9,120 1年目9,120円
	MF Type MF型 NM Type + option 1 + option 2 payment NM型+オプション1+2選択支払	—	—	¥4,800 4,800円	—	—	—	¥2,000 2,000円	¥3,120 3,120円	1 st year Total ¥9,920 1年目9,920円
	2nd year NM Type payment NM型選択2年目支払	¥3,400 3,400円	—	—	—	—	—	¥2,000 2,000円	—	2 nd year Total ¥5,400 2年目5,400円
	M Type M型 NM Type + option 1 payment NM型+オプション1選択支払	—	¥4,000 4,000円	—	—	—	—	¥2,000 2,000円	—	2 nd year Total ¥6,000 2年目6,000円
	MF Type MF型 NM Type + option 1 + option 2 payment NM型+オプション1+2選択支払	—	—	¥4,800 4,800円	—	—	—	¥2,000 2,000円	—	2 nd year Total ¥6,800 2年目6,800円
	1st year NA Type payment NA型選択1年目支払	—	—	—	¥11,400 11,400円	—	—	¥2,000 2,000円	¥3,120 3,120円	1 st year Total ¥16,520 1年目16,520円
	A Type A型 NA Type + option 1 payment NA型+オプション1選択支払	—	—	—	—	¥12,000 12,000円	—	¥2,000 2,000円	¥3,120 3,120円	1 st year Total ¥17,120 1年目17,120円
	AF Type AF型 NA Type + option 1 + option 2 payment NA型+オプション1+2選択支払	—	—	—	—	—	¥12,800 12,800円	¥2,000 2,000円	¥3,120 3,120円	1 st year Total ¥17,920 1年目17,920円
	2nd year NM Type payment NM型選択2年目支払	—	—	—	¥11,400 11,400円	—	—	¥2,000 2,000円	—	2 nd year Total ¥13,400 2年目13,400円
	A Type A型 NA Type + option 1 payment NA型+オプション1選択支払	—	—	—	—	¥12,000 12,000円	—	¥2,000 2,000円	—	2 nd year Total ¥14,000 2年目14,000円
	AF Type AF型 NA Type + option 1 + option 2 payment NA型+オプション1+2選択支払	—	—	—	—	—	¥12,800 12,800円	¥2,000 2,000円	—	2 nd year Total ¥14,800 2年目14,800円
	1st year NM Type payment NM型選択1年目支払	¥3,400 3,400円	—	—	—	—	—	¥2,000 2,000円	¥5,800 5,800円	1 st year Total ¥11,200 1年目11,200円
	M Type M型 NM Type + option 1 payment NM型+オプション1選択支払	—	¥4,000 4,000円	—	—	—	—	¥2,000 2,000円	¥5,800 5,800円	1 st year Total ¥11,800 1年目11,800円
	MF Type MF型 NM Type + option 1 + option 2 payment NM型+オプション1+2選択支払	—	—	¥4,800 4,800円	—	—	—	¥2,000 2,000円	¥5,800 5,800円	1 st year Total ¥12,600 1年目12,600円
For 4 years 4年留学	Pay each year from 2nd to 4th NM Type payment NM型選択2~4年目各年支払	¥3,400 3,400円	—	—	—	—	—	¥2,000 2,000円	—	Each year from 2 nd to 4 th ¥13,400 各2~4年目5,400円
	M Type M型 NM Type + option 1 payment NM型+オプション1選択支払	—	¥4,000 4,000円	—	—	—	—	¥2,000 2,000円	—	Each year from 2 nd to 4 th ¥6,000 各2~4年目6,000円
	MF Type MF型 NM Type + option 1 + option 2 payment NM型+オプション1+2選択支払	—	—	¥4,800 4,800円	—	—	—	¥2,000 2,000円	—	Each year from 2 nd to 4 th ¥6,800 各2~4年目6,800円
	1st year NA Type payment NA型選択1年目支払	—	—	—	¥11,400 11,400円	—	—	¥2,000 2,000円	¥5,800 5,800円	1 st year Total ¥19,200 1年目19,200円
	A Type A型 NA Type + option 1 payment NA型+オプション1選択支払	—	—	—	—	¥12,000 12,000円	—	¥2,000 2,000円	¥5,800 5,800円	1 st year Total ¥19,800 1年目19,800円
	AF Type AF型 NA Type + option 1 + option 2 payment NA型+オプション1+2選択支払	—	—	—	—	—	¥12,800 12,800円	¥2,000 2,000円	¥5,800 5,800円	1 st year Total ¥20,600 1年目20,600円
	Pay each year from 2nd to 4th NM Type payment NM型選択2~4年目各年支払	—	—	—	¥11,400 11,400円	—	—	¥2,000 2,000円	—	Each year from 2 nd to 4 th ¥13,400 各2~4年目13,400円
	A Type A型 NA Type + option 1 payment NA型+オプション1選択支払	—	—	—	—	¥12,000 12,000円	—	¥2,000 2,000円	—	Each year from 2 nd to 4 th ¥14,000 各2~4年目14,000円
	AF Type AF型 NA Type + option 1 + option 2 payment NA型+オプション1+2選択支払	—	—	—	—	—	¥12,800 12,800円	¥2,000 2,000円	—	Each year from 2 nd to 4 th ¥14,800 各2~4年目14,800円
	1st year NM Type payment NM型選択1年目支払	¥3,400 3,400円	—	—	—	—	—	¥2,000 2,000円	¥5,800 5,800円	1 st year Total ¥11,200 1年目11,200円
	M Type M型 NM Type + option 1 payment NM型+オプション1選択支払	—	¥4,000 4,000円	—	—	—	—	¥2,000 2,000円	¥5,800 5,800円	1 st year Total ¥11,800 1年目11,800円
	MF Type MF型 NM Type + option 1 + option 2 payment NM型+オプション1+2選択支払	—	—	¥4,800 4,800円	—	—	—	¥2,000 2,000円	¥5,800 5,800円	1 st year Total ¥12,600 1年目12,600円

*It is absolutely necessary that you apply for the "Special clause for death of parent or benefactor" and the "Special clause for death of benefactor in an accident" for the number of years until your graduation. To add the "Special clause for death of benefactor in an accident", you also need to add the "Special clause for death of parent or benefactor". Applications for the "Special clause for death of parent or benefactor" and the "Special clause for death of benefactor in an accident" require separate annual charges (+ ¥600, + ¥1,400) in addition to the charges above.

※ 「父母扶養者死亡特約」「扶養者事故死亡特約」は必ず卒業までの年数での申込が必要です。
「扶養者事故死亡特約」の付帯には、「父母扶養者死亡特約」の付帯と合わせての加入が必要です。
「父母扶養者死亡特約」「扶養者事故死亡特約」の申込には上記料金以外に毎年別途料金 (+600円、+1,400円)がかかります。

◆ Student Liability Insurance premiums apply only to insurance taken out by April 29, 2017.
A 30% group discount rate applies to Student Liability Insurance premiums. Insurance premiums are determined according to the discount rate set in accordance with the number of people who have subscribed and, therefore, may differ from those given above. Please understand that, in such cases, the premium will be the amount that corresponds to the discount rate. (Excludes Premises and Product Liability insurance)

◆ 学生賠償責任保険の保険料は2017年4月29日までに加入の場合の保険料です。
学生賠償責任保険については30%の団体割引が適用されます。保険料はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険料に変更される場合があります。この場合、保険料を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。(施設・生産物賠償責任保険を除きます。)

The importance of mutual insurance and GAKUBAI



Japan is one of the safest places to live and study, but accidents sometimes are inevitable no matter how safe a place is. In situations like that it can be very tough

for foreign students who is away from friends and family and living on their own to cope. This is the reason why even as foreign students we need to take the

issue of insurance serious. This was particularly important for me as I had an ac-

cident on my bicycle about 3 months after I had arrived in Japan. My bike crashed with that of a female Japanese student and although I sustained no injuries she

did and her bike was also damaged. She had to be taken to the hospital. Al-

though the crash was not the fault of either of us, I had to bear her hospital cost and the repair of her bicycle because she had gotten injured. Fortunately for me I

had subscribed to the Insurance Policy of my University COOP and they were able to step in and pay the cost of both the medical bills and a new bike for the girl so

that in the end I did not have to pay anything. This experience made me see the rel-

evance of insurance in our daily living. I will advice that we as foreign students should pay particular attention to it especially those of us living in private apart-

ment because in case of an accident, your family might be too far away to come to your aid.

Eric Ofosu-Twum, Hokkaido University

Country: Ghana.

共済・学賠の重要性

日本は、生活し勉強する最も安全な国の一つですが、どんなに安全な国でも時として事故は避けられません。そのような場合、家族や友人から離れて自分で対処しなければならない留学生にとっては非常に厳しいものになる場合があります。保険の問題

は、私たち留学生にとっては深刻な問題です。私の経験を紹介します。 私が日本に到着した 3 ヶ月後に、自転車で事故にあいま

した。これは私にとって非常に重要でした。私の自転車は日本人の女生徒と衝突し、私にはケガがありませんでしたが彼女の自転車が破損し、彼女は病院に運ばれました。事故はお互いのものでしたが、彼女が負傷した為彼女の病院の費用と自転車の修理を

負担しなければならなくなりました。幸いなことに私は、大学生協の学生賠償責任保険に加入していたので、彼女との間に立っ

てくれて最終的に私は何も支払う必要がありませんでした。医療費と女生徒のための新しい自転車の両方の費用を支払うことが

できました。この経験で、日常生活での保険との関連性を理解することができました。私は、 私たちのような外国人学生が原因で事故が発生した場合、特に民間アパートに住んでいる私たちが注意を払う為に、共済や学生賠償責任保険に入るようにアドバイ

スしたいと思います。あなたの家族は、あなたを助けに来るには、遠すぎると思います。

エリック オフストアウム 北海道大学(ガーナ)